

ディスクロージャー誌

JAうつのみやの現況

(令和2事業年度)



令和3年6月
宇都宮農業協同組合

目 次

ごあいさつ	4
1. 経営方針	5
2. 経営管理体制	5
3. 令和2年度事業の概況	7
4. 金融商品の勧誘方針	8
5. 利益相反管理方針	8
6. 金融円滑化にかかる基本的方針	10
7. 農業振興活動	11
8. 地域貢献情報	12
9. リスク管理の状況	15
10. 自己資本の状況	21
11. 主な事業の内容	
(1) 主な事業の内容	21
(2) 系統セーフティーネット(貯金者保護の取り組み)	33
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	35
2. 損益計算書	36
3. キャッシュ・フロー計算書	39
4. 注記表	41
5. 剰余金処分計算書	60
6. 部門別損益計算書	63
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	67
8. 会計監査人の監査	68
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	68
2. 利益総括表	69
3. 資金運用収支の内訳	70
4. 受取・支払利息の増減額	70
III 事業の概況	
1. 信用事業	
(1) 貯金に関する指標	71
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	71
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	

④	債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤	貸出金の使途別内訳残高	
⑥	貸出金の業種別残高	
⑦	主要な農業関係の貸出金残高	
⑧	リスク管理債権の状況	
⑨	金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	
⑩	元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク 管理債権の状況	
⑪	貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	
⑫	貸出金償却の額	
(3)	内国為替取扱実績	80
(4)	有価証券に関する指標	80
①	種類別有価証券平均残高	
②	商品有価証券種類別平均残高	
③	有価証券残存期間別残高	
(5)	有価証券等の時価情報等	81
①	有価証券の時価情報等	
②	金銭の信託の時価情報等	
③	デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、 有価証券関連店頭デリバティブ取引	
2.	共済取扱実績	
(1)	長期共済新契約高・長期共済保有高	83
(2)	医療系共済の入院共済金額保有高	83
(3)	介護共済の介護共済金額、生活障害共済の生活障害 共済金額および生活障害年金年額保有高、特定重度 疾病共済の特定重度疾病共済金額	84
(4)	年金共済の年金保有高	84
(5)	短期共済新契約高	84
IV	経営諸指標	
1.	利益率	85
2.	貯貸率・貯証率	85
V	自己資本の充実の状況	
1.	自己資本の構成に関する事項	86
2.	自己資本の充実度に関する事項	88
3.	信用リスクに関する事項	90
4.	信用リスク削減手法に関する事項	94
5.	派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	95
6.	証券化エクスポージャーに関する事項	95
7.	出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	95
8.	リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	97

9. 金利リスクに関する事項	97
VI グループの概況	
1. グループの事業系統図	99
2. 子会社の状況	99
3. 子会社の財産および損益の状況	100
【役職員の報酬等】	
1. 役員	102
2. 職員等	102
3. その他	102
【JAの概要】	
1. 機構図	104
2. 役員構成（役員一覧）	105
3. 会計監査人の名称	105
4. 組合員数	105
5. 組合員組織の状況	106
6. 特定信用事業代理業者の状況	106
7. 共済代理店の状況	107
8. 沿革・あゆみ	108
9. 店舗等のご案内	110

（注）本冊における表中の数値は単位未満切り捨てのため、合計に相違があります。

ごあいさつ

平素より J A うつのみやに対して格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年も組合員や利用者の皆様に、当 J A に対する理解をより一層深めていただくため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌は、皆様に当 J A の経営内容を正しく判断していただくために、経営方針や業績、事業内容などをできるだけ詳細に説明させていただきました。ご理解、ご判断をいただければ幸いです。



さて、令和 2 年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症拡大による農畜産物の消費減退や価格下落が長引き、農業経営の維持において大きな影響を受けました。これらを受け、本年 1 月に成立した国の第 3 次補正予算には、新型コロナウイルス対策の補助金等が盛り込まれ、総額は近年最大規模のものとなっています。当 J A においても、経営継続補助金や高収益作物次期作支援交付金の申請支援・実績報告書類の作成支援など、組合員への伴走支援を実施し、農業経営の継続・拡大に全力を尽くしてまいりました。

また、昨年 1 1 月に「2020 年農林業センサス結果の概要」が公表されましたが、基幹的農業従事者は、この 5 年間に全国で約 40 万人減少し、減少率は今までで最大となりました。管内においても農業従事者の確保は喫緊の課題となっており、関係機関と協力して新規就農者向けの研修制度を運営し、栽培知識の習得や農地の借入斡旋など、円滑な就農を後押ししています。

水田農業の動きを見ると、農水省は 3 年産主食用米生産量について、2 年産の収穫量よりさらに少ない 693 万トンとしました。2 年産と比較して 36 万トン削減する必要があります。本県においては、需要に応じた主食用米の生産を行うために、3 年産米の作付参考値が市町農業再生協議会から示されており、今まで以上に主食用米以外の作付け転換を強力に推進していく必要があります。

J A 改革の動きについては、規制改革推進会議農業ワーキンググループにおいて「農協改革の着実な推進」等が議論されており、本年 6 月の規制改革実施計画策定に向けて、予断を許さない状況にあります。

こうした情勢を踏まえ、総合事業を営む農業協同組合として組合員・地域のために継続して機能発揮できるよう、持続可能な経営基盤確立・強化の取り組みは極めて重要となっており、経済事業を中心とした収支改善に引き続き取り組んでまいります。

令和 3 年度は 3 か年計画の最終年度であり、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標に自己改革の着実な実践に取り組み、成果を挙げていかなければなりません。また、積極的な情報開示を通じて、引き続き経営の透明性を高め、皆様から「J A を利用してよかった」と評価していただけるよう、全力を傾注してまいります。今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

宇都宮農業協同組合

代表理事組合長 横松 久夫

《 1. 経営方針 》

当 J A は、品質の優れた食料の安定供給を図るため、「21 世紀の農業を創造する」人づくりを行うとともに、「人と自然にやさしい」地域農業の発展をサポートし、生産者と消費者の橋渡しを行います。

また、農家や地域住民の意見を事業に反映させ、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に向け、役職員一体となって事業計画の達成に全力で邁進してまいります。

さらに、利用者の皆様から信頼を得られるよう、「コンプライアンス・マニュアル」（法令等遵守手引書）に基づき、具体的な行動指針・諸規程等に則した経営に努めてまいります。

《 2. 経営管理体制 》

当 J A は、農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。業務執行に当たっては法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆様に安心して J A をご利用いただくために、内部統制システム基本方針に基づき、J A の適切な内部統制の構築・運用に努めています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

J A の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性会から理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンス（企業統治）の強化を図っています。

内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆様に安心して J A をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、J A の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

コンプライアンスに関する体制

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① J A の基本理念及び J A のコンプライアンス・マニュアルを定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び J A の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適正性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。

- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ J Aの業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

情報管理に関する体制

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

リスク管理に関する体制

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事はJ Aのリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、J A経営をとりまくリスク管理を行う。

業務の効率性に関する体制

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

監事監査の実効性確保に関する体制

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通を図ることにより、効率的・効果的監査を支援する。

業務の適正性確保に関する体制

6. J A及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

財務報告に関する体制

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適正な会計処理を行う。
- ② 適時・適正に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適正な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

《 3. 令和2年度事業の概況 》

「創造的自己改革の実践」の2年度目として、①農業者の所得増大・農業生産の拡大へのさらなる挑戦、②地域の活性化への貢献、③自己改革の実践を支える経営・財務基盤の強化等を柱として事業に取り組み、組合員・地域住民の皆様の理解醸成を進めてまいりました。

米の計画的生産は、「作付参考値(面積)」を県・各市町再生協議会が示し、「需要に応じた生産」に取り組みました。

管理態勢においては、内部統制システム基本方針に基づき、より透明性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆様に安心してご利用いただくために、内部統制の構築・運用に努めました。

組合員との関係性の強化を目的に、常勤理事による担い手農家、部会役員を訪問し要望や意見を聞いたり、組合員からはアンケートにより意見をいただき対話を進めています。

また、「農業者の所得増大、農業生産の拡大」に向け、「営農振興・担い手育成積立金」を活用することにより、新規品目の導入や経営規模の拡大を提案し、地域農業振興や担い手育成など農業者への支援を実施しました。

この結果、収支面では事業利益は1億14百万円(前年比41.1%)、経常利益は4億92百万円(計画比226.1%、前年比71.7%)、当期剰余金は3億90百万円(計画比276.6%、前年比65.5%)を計上することができました。

また、自己資本比率(剰余金処分後)は、自己資本の増強に取り組み、農林水産省令の基準を大きく上回る16.81%となり、経営の健全性を確保しています。

(1) 主な事業活動と成果

① 信用事業

各種キャンペーンを展開したことにより、貯金残高は2,943億円となりました。一方、貸出金については住宅ローンキャンペーンの実施や農業融資専任担当者を設置し、資金ニーズへの対応強化を進め、前年度比21億円増加し、586億円となりました。

なお、農業資金においては、新型コロナウイルスの影響を受けた農業者向けに「新型コロナウイルス対策に伴う農業経営災害資金」の取扱いを実施しました。

② 共済事業

生命総合共済を中心に「新しい生活様式」に対応した推進活動を実施しましたが、新規加入の減少等により、新契約高が426億円となりました。

③ 購買事業

生産資材については、資材価格の引下げや大型規格農薬の普及に努めました。また、生活物資については、コロナ禍による葬祭規模の縮小等により、購買事業全体の取扱高は計画比98.5%、前年比99.2%の65億85百万円となりました。

④ 販売事業

米の取扱高は作況が101の「平年並み」となり、集荷数量が528,651俵となり、前年より30,431.5俵増加したものの、コロナ禍により業務用米等の出荷が減少したこと、園芸では玉葱、なす、ねぎの取扱高は増加したものの、なし、トマトは天候不順の影響を受け取扱高が計画を下回ったこと、また畜産物では肉牛・肉豚の出荷頭数が計画を下回り、計画比93.9%、前年比90.3%の149億65百万円となりました。

《 4. 金融商品の勧誘方針 》

当JAは、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆様の資産運用の目的、知識、経験および財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

《 5. 利益相反管理方針 》

当JAは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドライン等に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定め、取り組んでまいります。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当J Aの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務又は金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当J Aの間の利益が相反する類型
- (2) 当J Aの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、又は、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各課から相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当J Aは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、又は中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当J Aが負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当J Aで定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当J Aは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当J A全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当J Aの役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関

する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、J A うつのみや総合企画室（028-625-3381）までご連絡ください。

《6. 金融円滑化にかかる基本的方針》

当 J A は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当 J A の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当 J A の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当 J A は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。
3. 当 J A は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。
4. 当 J A は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
5. 当 J A は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生 A D R 手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 金融円滑化管理に関する体制

当 J A は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備しております。

具体的には、

- (1) 専務以下、関係役員、室・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 専務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 本所融資審査部署を「金融円滑化管理責任部署」とし、金融円滑化管理責任者の指示を受け、当JA全体の対応状況の把握に努めます。
 - (4) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めるとともに、各支所に相談窓口を設置します。
 - (5) 本所融資統括部門に相談窓口を設置するとともに、各支所等の相談窓口と合わせてその電話番号等を店頭掲示等により周知します。
 - (6) 金融円滑化対応にかかる苦情については、専用窓口を設置しその電話番号等を店頭掲示等により周知します。
7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

《 7. 農業振興活動 》

当JAは、農業振興活動として、以下の活動を行っております。

(1) 農業関係の持続的な取り組み

①安心で信頼される農畜産物づくりへの取り組み

生産履歴記帳の徹底や環境に配慮した栽培管理、適正な飼育管理指導により、安心で信頼される農畜産物の提供に努めています。

実需者・消費者ニーズに沿った良品質な米・麦・大豆の生産振興に取り組み、また、園芸作物では、加工・業務用野菜を含め、露地野菜の生産振興や新規栽培者の掘り起しなど産地の拡大と強化に努めています。

②出向く体制の整備・充実による担い手・新規就農者への支援

認定農業者や集落営農組織等、地域の担い手の育成・確保を図り、将来にわたる農業の持続的発展をめざします。園芸作物では、新規就農者、担い手、後継者等を対象とした説明会、各種研修会などを開き、生産者同士の仲間づくりや栽培技術の高位平準化を図っています。

③農業関連融資の状況

農業者の安定した農業経営のために、農業運転資金や設備資金などニーズに応じて、ご相談をお受けしております。また、情報収集の強化や迅速な対応により、利用者の満足度アップを図っています。

④地産地消・食育の取り組み

農林業祭、収穫祭などのイベント、地元食材の学校給食への提供を通じて、「食」と「農」への理解を深める取り組みを進め、地元農畜産物の消費拡大PR活動に努めています。

(2) 地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況を含む）

① 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

当 J A では、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当 J A の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当 J A の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適正な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本的方針等を定め、対応しています。

② 農業者等の経営支援に関する態勢整備

当 J A では、ご利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し、円滑に対応することが出来るよう、態勢を整備しています。

③ 農業者等の経営支援に関する具体的な取り組み

当 J A は、農業者等の経営支援に関する具体的な取り組みとして、下記のような具体的な取り組みを実施しています。

ア. 農業者をはじめとした地域活性化のための融資などの支援

- ・生産者と消費者をつなげる場の設定
- ・農業簿記記帳代行の取り組みと農業経営分析・診断および助言の強化

イ. 担い手の経営の発展等に応じた支援

- ・国又は地方公共団体との連携による農業施策の活用
- ・技術顧問や営農担当者と連携した営農技術指導や適正農薬指導の実施
- ・新規就農相談窓口の随時対応
- ・顧問弁護士、税理士による法律・税務相談の実施
- ・労働力確保対策の実施（無料職業紹介事業）
- ・経営不振農家に対するコンサルティング

ウ. 農業者をはじめとした地域社会の情報の集積を活用した地域貢献

- ・地場産野菜を用いた料理教室や親子農業体験教室の実施
- ・行政と連携した食農教育事業の展開

《 8. 地域貢献情報 》

(1) 地域貢献に対する考え方

当 J A は、宇都宮市、上三川町、下野市の一部（旧南河内町）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される協同組織です。当 J A では、『希望の持てる農業・地域住民の快適な暮らしづくりに貢献します』をスローガンに、運営・経営にあたっております。

当 J A の資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としております。当 J A では資金を必要とする組合員の皆様や地方公共団体などにもご利用いただいております。

また、J A の総合事業を通じて地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた農業者・事業者等に対する資金繰り支援や相談窓口の設置などの対応に努めています。

当JAでは、平成26年に事業継続計画（BCP）における基本方針（大規模災害への対応方針）を策定し、災害時においても事業継続を行うことに最大限努めております。

（2）地域からの資金調達の状況

貯金・積金平均残高

組合員等	229,309	百万円
（うち地方公共団体等	8,816	百万円）
その他	59,978	百万円
合計	289,287	百万円

（3）地域への資金供給の状況

①貸出金平均残高

組合員等	48,070	百万円
その他	9,349	百万円
（うち地方公共団体等	5,243	百万円）
合計	57,420	百万円

②融資取扱状況（平均残高）

住宅ローン	26,880	百万円
教育ローン	81	百万円
自動車ローン	1,069	百万円
農業資金	1,432	百万円
農業近代化資金	409	百万円
就農支援資金	67	百万円
その他制度資金	6	百万円
その他	27,472	百万円
合計	57,420	百万円

※ 上記「その他」には、資産活用資金、地方公共団体・金融機関等への貸出金が含まれています。

※ 上記のうち、「農業近代化資金、就農支援資金等」は、制度融資といい、農業生産の振興や農業後継者の育成などを目的に、国等が一定の制度に基づいて行う金融のことを言います。

制度融資には、大別して、国・県の財政資金による融資と、JA資金を原資として融資を行い、国・地方公共団体、JAが利子補給を行う制度があります。

前者の代表的なものは日本政策金融公庫資金（青年等就農支援資金含む）であり、残高1,360百万円は上記の融資取扱状況に含まれていません。後者の代表的なものは農業近代化資金となります。

(4) 文化的・社会的貢献に関する事項

①文化的・社会的貢献に関する事項

J Aは農業者が中心となって構成され、地域農業の振興を図り、消費者に安心で信頼される農畜産物を安定的に供給することを基本使命としています。このため、農業関連を中心とした総合的な事業を展開しております。

組合員以外の一般の方にも各種事業を利用していただくことにより、地域経済・社会の発展に寄与する社会的責任、金融機関の一員として信用の維持・貯金者の保護を確保する公共的使命などを果たしています。

次代を担う児童・生徒たちに対しては、学校給食や子ども食堂に地元農畜産物を提供する取り組みや、体験学習受け入れを行うとともに、平成24年度より地域住民を対象に「アグリスクール」「女性大学」を開校し食農への理解・生活文化活動を展開しています。また、少子高齢化社会を迎えての高齢者福祉事業の充実を図り、各種サービスの提供なども行っています。

さらには、日光杉並木のオーナー制度への賛同により、世界遺産を後世に引き継ぐ取り組みの一翼を担うことで文化的貢献を果たすよう努めています。

②組合員・利用者との関係性強化

当J Aでは、組合員相互の親睦を図るとともに、地域の皆様との結びつきを強化するため、取り組みをすすめています。

なお、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、J Aまつり（農業祭）をはじめ、中止となった取り組みがあります。

③情報提供活動

組合員の皆様向けに、毎月広報紙「アグリジャンプ」を発行して、J Aの事業や地域の情報を提供しています。さらに、情報発信を強化するために准組合員向け広報紙「アグリうつのみやJ O I N」を発行しています。また、地域住民や一般消費者の皆様への情報発信として、コミュニティー紙「アグリうつのみや」を発行しています。

その他に、ホームページを通じて、J A事業や農畜産物の情報を迅速に発信するとともに、皆様からの情報やご質問・ご意見等はホームページ内のメールフォーム（セキュリティ対策あり）でも受け付けています。

ホームページアドレス <https://www.jau.or.jp>

eメール soumuka@jau.or.jp

④地方創生に関する事項

農業の生産振興や地域の安全・安心の強化など、複数の施策事業において、連携・協力に取り組むことにより、地方創生のさらなる推進を図り、持続的なまちの実現を目指しています。

- ア. 宇都宮市との地方創生に関わる包括連携協定（平成30年11月締結）
- イ. 下野市との地方創生に関わる包括連携協定（令和2年11月締結）
- ウ. 上三川町との地方創生に関わる包括連携協定（令和2年12月締結）

《 9. リスク管理の状況 》

◇リスク管理態勢

金融の自由化、国際化の進展、規制緩和等が急速に進展する中で、JAの業務はますます多様化し、ビジネスチャンスが拡大する一方で、管理するリスクも複雑多岐にわたり、量的にも拡大しています。このような中で、JA経営においては、自己責任に基づき様々なリスクを的確に把握し、管理していくことが求められています。

当JAは、このようなリスクを十分認識し、経営の健全性維持と安定的な収益性、成長性の確保を図るため、リスク管理態勢の充実・強化に努めなければなりません。

このために、諸規程、要領等を整備して、リスク管理の一環として位置付けるとともに、信用リスク・市場関連リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク等各種リスクに対応した管理方針を整備し、役職員に徹底することにより、リスクの種類に応じた管理を徹底します。

なお、共済事業については、全国共済農業協同組合連合会が定めた「JA共済コンプライアンス・リスク管理方針」に従い、管理運営をします。

(1) 信用リスク

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金、購買未収金等の元本や利息の回収が困難となり、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、貸出金累積額が3,000万円（住宅ローンセンターについては4,000万円）を超える貸出先に対する貸出等に係る審査は、本所融資審査部署が担当し、貸出資産の健全性の維持・向上に努めます。審査にあたっては、特定の業種及び貸出先に偏ることのないよう留意するとともに、個別案件についても担保価値のみとらわれることなく、貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分審査し、信用リスクの管理を徹底します。なお、大口信用供与については、理事会に付議するとともに、その信用供与先の経営状況等について定期的に理事会に報告します。

また、信用リスクを管理するために、1次査定部署・2次査定部署の役割を明確化し、当JAが保有する資産を対象に適切な資産査定（自己査定）を実施し、信用リスクの程度に応じた適正な償却・引当を行います。

資産査定による財務の健全化を図るとともに、債権特別管理委員会を定期的で開催し、特別な管理を必要とする債権について協議するとともに、債権の保全・管理を図ります。

さらに、市場関連取引にかかる信用リスクについては、取得に際しての格付け基準を設定するとともに、発行体毎に与信状況を管理し、定期的に理事会に報告します。

なお、融資、資金運用部門の担当者については、教育・研修等を実施するなど
与信管理能力の向上に取り組みます。

(2) 市場関連リスク

市場関連リスクとは、資産（預金・貸出金・有価証券など）・負債（貯金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動に伴う「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」ならびにこれに関するリスクのことです。

当JAでは、余裕金運用にかかる理事会に次ぐ意思決定機関として、ALM委員会を設置・運営し、理事会で定めた運用方針に基づき、資金調達・運用の最適化、市場リスクの管理方針・運用方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等を確認・協議します。これらの運用状況やリスク管理の状況等については、定期的に理事会に報告します。

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、JAの財務内容の悪化や信用の失墜により、必要な資金の確保ができなくなり、資金繰りの悪化や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、ALM委員会及びALM小委員会において、JA全体の資金繰りリスクを統合管理します。

また、こうしたリスクに対応するため、常に資金バランスに留意し、適正な支払準備資産を確保します。

(4) 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、全ての業務に常に事務リスクが存在することを認識し、規程・要領等の整備や研修・指導の充実に努めます。さらに、不正・不祥事件に対しては、迅速かつ適切な対応をします。

また、事務ミス等の組織的な把握、管理、再発防止策の取り組み徹底等日常の事務リスクに対応するとともに、監査室により、内部監査の充実・強化を行い、規程等の遵守状況をチェックし、事故の未然防止のための管理態勢を厳しく監査します。さらに、総合企画室は事務リスクの把握とその対処指導、適切な自主点検を実施し、事務リスクの低減を図ります。

JAの運営に重要な生産部会等組織会計を受託する場合、会計事務を受託する管理者・担当者に対し事務指導を行い、適正な事務処理の徹底と内部監査の強化を図ります。

(5) システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ・システムの停止又は誤作動など、システムの不備等やコンピュータが不正に使用されることにより、JAが損失を被るリスクのことです。

当JAでは、系統グループである中央会・農林中金・全農・全共連等と連携の上、コンピュータ・システムの安定稼動のため、安全かつ円滑な運用に努め、また、コンピュータの不正利用防止についても日常のチェックシステムや各種監査によるチェック体制を整備して事故防止に努めます。

さらに、顧客情報の保護等セキュリティ管理や防犯・防災等に細心の注意を払うとともに、適切な運用、必要に応じ内部情報システムの構築を行い、システムの安全性・信頼性の維持を図ります。

(6) 法務リスク

法務リスクとは、経営、取引等に係る法令・定款、規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することで、JAの信用の失墜や損失を被るリスクのことです。

JA事業は信用・共済・購買・販売・生活・指導等の幅広い活動を通じて、地域社会の発展と組合員のより豊かな生活設計へのお手伝いをさせていただき、社会的使命と責任を担っています。これらの責任に加えて、JAの一挙手一投足が地域経済全体に大きな影響を及ぼすことになります。

従って、JAは、経営理念・基本理念、コンプライアンス・マニュアル等に則り、リスクを適切に把握・管理し、コンプライアンス態勢の構築を図ります。

特に、独占禁止法の遵守を最重点事項の一つとして、適切なJA事業の展開を図ります。

(7) 評判リスク

評判リスクとは、資産の健全性や収益力、自己資本、規模、成長性、利便性などJAの評判を形成する内容が劣化し、JAへの安心度、親密度が損なわれることにより、JAの評判が低下するリスクのことです。

JAに対する評判を適切に把握し、積極的にJAの経営内容を情報開示することにより、組合員・利用者から信頼される経営を目指します。

さらに、経営の健全性を判断するため、決算期に自己資本比率を算出し、情報を開示します。

また、組合員等利用者からの苦情申出には、迅速かつ誠実に対応するとともに、JA全体で共有しその後の事業展開に活用します。

(8) その他リスク

その他のリスクとは、上記リスク以外の法令等の制定・改廃、新商品の発売、新規業務の開始等に伴い被る様々なリスクのことです。

「JAうつのみや安全・安心な農畜産物供給推進対策本部」を設置し、JAう

つのみや産農畜産物における安全性の確保と消費者等からの信頼性の確保を図ります。

また、当 J A では、各々のリスク管理部署が経営方針に則り、適切にリスクを把握・管理することにより、的確なリスク管理態勢の構築を進めます。

◇法令遵守態勢

金融機関の業務内容、直面するリスクの多様化、複雑化という情勢を踏まえ、徹底した自己責任原則に基づき、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行っていくことにより、金融機関としての社会的責任を果たしていくことがより一層求められていると認識しております。

そのため、当 J A の役職員の行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員一人一人がその趣旨を踏まえて日常の業務運営に取り組んでおります。

また、J A グループ内におけるコンプライアンス態勢の一環として、J A 栃木ヘルプライン（J A グループ内部告発制度）を構築しております。J A の役職員等からの通報により、早期に問題点を発見し、不祥事の未然防止ならびに内部けん制機能の強化に努めております。

受付電話番号

J A 職員に係わる事項 028-616-8555

J A 役員に係わる事項 028-616-1933（宇都宮中央法律事務所）

◇マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力等の排除に向けた取り組み

当 J A は、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等を設定し、組合員加入をはじめ各種取引からの排除に取り組んでおります。

◇プライバシーポリシー

当 J A は、個人情報保護に対する社会的要請を十分に認識し、組合員等利用者の皆様の個人情報の適正な取扱いを推進していくことが、公共性を有する J A としての重大な社会的責務と考えております。

当 J A は、このような責務を十分果たしていくとともに、安全・安心なサービスを提供し、皆様に信頼される J A であり続けるため、以下の個人情報保護方針に従い、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

◇個人情報保護方針

当 J A は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当 J A の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当 J A は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当 J A は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当 J A は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当 J A は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得します。

4. 安全管理措置

当 J A は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第 2 条第 6 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 2 条第 4 項）を構成する個人情報をいい、以下も同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当 J A は、匿名加工情報（保護法第 2 条第 9 項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進します。

6. 第三者提供の制限

当 J A は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 J A は、番号法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当JAは、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲内においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はしません。

8. 開示・訂正等

当JAは、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当JAは、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当JAは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営態勢・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（受付電話番号028-625-3381〈月～金 8時30分～17時〉）。その他各支所でも受付を行っております。

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

①の窓口又は一般社団法人JAバンク相談所

（受付電話番号03-6837-1359）にお申し出ください。必要により埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センターと協議をいたします。

・共済事業

①の窓口又は下記にお問い合わせください。

JA共済相談受付センター（受付電話番号0120-536-093）

（一社）日本共済協会共済相談所（受付電話番号03-5368-5757）

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構（受付電話番号0120-159-700）

（公財）日弁連交通事故相談センター（受付電話番号0570-078-325）

（公財）交通事故紛争処理センター（受付電話番号03-3346-1756）

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR（受付電話番号0570-783-110）

◇内部監査体制

内部監査部門については事業推進部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検

証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務の運営の適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、J Aの事業所すべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップするとともに、監査結果の概要は定期的に理事会に報告しています。

◇貸出運営の考え方

貸出の運営については、定款および信用事業規程を遵守し、健全な運営を図ります。特に、専任担当者の配置により、融資審査・管理・回収・債権保全に万全を期し、より一層の信用確立に努めます。

《 10. 自己資本の状況 》

◇自己資本比率の状況

当J Aでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年2月末における自己資本比率は、国内業務のみを営む金融機関の基準である4%を大きく上回る16.81%（前年度16.83%）となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当J Aの自己資本は、組合員の普通出資4,540百万円（前年度4,515百万円）によっています。なお、全額コア資本に係る基礎項目に算入しています。

当J Aは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当J Aが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスク（業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスク）の管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより計画的に自己資本の充実に努めています。

《 11. 主な事業の内容 》

（1）主な事業の内容

J Aは、様々な事業部門をもった総合的な事業体です。事業の利用は組合員ばかりでなく、広く組合員以外の皆様にもご利用いただくことができます。

また、当J Aでは、99人のファイナンシャルプランナー（FP）を配置し、組合員・利用者のライフスタイルやニーズ（貯蓄計画、税金対策、相続問題等）に応じた総合的な生活設計計画（ライフプラン）を提案しております。

次に主な事業内容についてご案内いたします。

◇信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を指します。この信用事業は、J A・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、実質的にひとつの金融機関として機能するJ Aバンクシステムとして大きな力を発揮しています。

あわせて、皆様からお預かりした大切な貯金を守るため、法律に基づく公的な制度である貯金保険制度に加え、全国のJ Aが互いに協力しあって安心を支える破綻未然防止システムの二重の仕組み（J Aバンク・セーフティーネット）を築いています。

また、信用事業債権に占める不良債権の割合（金融再生法開示債権）は、全国銀行の1.1%（令和2年9月期、金融庁公表）を下回る0.80%となっています。このように、J Aは皆様の信頼に応えることを常に考え、堅実で健全な経営を心がけています。

①貯金業務

組合員はもちろん、地域にお住まいの方をはじめ幅広い利用者の皆様からの貯金をお預かりしております。普通貯金、定期貯金などの各種商品を、目的や期間、金額にあわせてご利用いただいております。

《主な商品のラインアップ》

普通貯金	お預け入れ・お引き出しが自由にできる貯金です。公共料金等の自動引落としや、給与・年金の自動振込、配当金等の自動受取りなどの機能がご利用できる点で、日常生活に必要なお金を財布代わりに出し入れできる利便性を持っています。ただし、ATMによる一日当たりの払出限度額は原則として50万円となっております。また、ペイオフでも全額保護される決済用貯金も取り扱っております。
総合口座	「貯める、使う、借りる」をひとつにした万能口座です。普通貯金と、定期貯金とが1冊の通帳でご利用できます。必要な時にはお預かりしている定期貯金残高の90%以内、最高300万円までを自動的にご融資させていただくことも可能です。
通知貯金	まとまったお金の短期間運用に最適な貯金です。据置期間（7日間）経過後はお引き出しが可能となりますが、その場合には、2日以上前にお知らせください。
貯蓄貯金	普通貯金と同じように出し入れ自由で、短期のお預け入れに最適です。金利は、お預入残高に応じて、段階的に有利になります。（金利情勢により、金利が同じになる場合があります。）
スーパー定期貯金	いくらからでもお預け可能な、身近な定期貯金です。お預け入れ時の金利が満期日まで変わらない確定利回りです。期間は1か月～5年以内で、3年以上のものは半年複利で計算される商品をお選びいただけます。

大口定期貯金	最低預入金額が1千万円以上の貯金です。市場金利を反映した有利な利率で運用し、多額の資金をさらに大きく増やす貯金です。1か月～5年以内の期間でプランにあわせてお預け入れできます。
積立定期貯金	将来に備えてまとまった資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。口座開設時に積立期間や満期日を定めずに積立を行い、必要な時期に必要な金額の解約を行うことができる「エンドレス型」と、満期日を設定し、口座開設時から積立期限日までの間で積立を行い、その満期日以後に一括して支払う「満期型」があります。
定期積金	将来の生活設計のため、ご結婚の準備、事業の拡張など長期計画に備えて資金を蓄えるのに最適です。1回の掛金が千円以上、期間は6か月～7年以下となっていますので、プランに沿って無理なく目標達成ができます。

②融資業務

組合員や地域住民の皆様へ住宅ローンやマイカーローンなど、各種ローン商品を提供しているほか、農業者・事業者の皆様へアグリマイティー資金等のご融資を行っております。

また、地方公共団体、農業関連産業などへご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

さらに、(株)日本政策金融公庫等の融資の申込みのお取次ぎもしております。

《主な商品のラインアップ》

マイカーローン	新車や中古車の購入をはじめ、修理・車検費用など、カーライフに関する様々な用途にご利用いただけます。
カードローン	あらかじめ決められたお借入れ枠の範囲内なら、いつでも何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い味方です。
住宅ローン	マイホームの新築・増改築、新築・中古住宅の購入、土地購入など幅広くご利用いただけます。他金融機関等ですすでにご利用の住宅ローンの借り換え資金としてもご利用いただけます。
教育ローン	お子様の入学金や授業料はもちろん、アパート代や下宿代等の住居費など、教育に関するさまざまな用途にご利用いただけます。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修の他、システムキッチン・造園・物置工事等、あらゆるリフォーム関連設備にご利用いただけます。

③為替業務

全国JA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替のお取扱いをしております。

④国債窓口販売

国債の窓口販売の取扱いをしております。個人向け国債、固定利付国債（新窓販国債）は毎月発行されます。

⑤サービス・その他

当JAでは、次のようなサービスを提供しております。

ア. オンラインシステムを利用して、各種自動受取り、各種自動支払いや事業主の皆様への給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービス、デビットカードサービス

イ. パソコンや携帯電話からインターネットを利用し、ほぼ年中無休・24時間いつでも残高照会や振込・振替等ができる「JAネットバンク」サービス

ウ. 全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、郵便局、信用金庫、さらにはセブン銀行・ローソン銀行・イーネットのATMなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービス

エ. JA窓口に出向くことなく自宅や、外出先からネットバンク経由で、国・地方公共団体等への税金、公共料金等の各種料金の支払いができるマルチペイメントネットワークサービス

オ. 組合員・利用者の皆様に安心、便利で多彩なサービスの一環としてご提供しているJAカード（クレジットカード）、ICキャッシュカード機能とクレジットカード機能が一枚となった便利な一体型カードのお取扱い

その他、偽造キャッシュカード等金融詐欺犯罪対策として、本人確認の徹底、ホームページ等での注意喚起、ATMにおける覗き見防止措置、さらには手のひら生体認証システムにより安全性を向上させたICキャッシュカードの発行など、各種対策を講じております。

⑥ご利用者対応

「一般社団法人JAバンク相談所」を設置し、JAの信用事業に関する苦情等の受付をしております。利用者からの苦情等の申し出があった場合は、これを誠実に受け止め、円滑な解決が図られるよう取り組んでおります（受付電話番号03-6837-1359）。

また、通帳やカードの盗難・紛失等があったときの事故防止のため、24時間体制の監視センターを設置し、利用者が安心してJAの信用サービスを受けられるよう努めております（受付電話番号0120-08-2065）。

⑦手数料一覧（令和3年6月1日現在）

標記の手数料には、消費税（10%）が含まれています。

◇為替手数料

種目	細目		当 JA 本支所宛	他金融機関(他 JA)宛
振込	電信扱い	3万円未満	220円	660円
		3万円以上	440円	880円
	文書扱い	3万円未満	220円	660円
		3万円以上	440円	880円
定時自動送金		3万円未満	55円	220円
		3万円以上	55円	550円
その他	代金取立料	他金融機関宛(小切手)	1,100円	
	送金・振込の組戻料		1,100円	
	不渡手形返却料		1,100円	
	取立手形組戻料		1,100円	
	取立手形店頭呈示料		1,100円	
※但し、1,100円を超える取立経費を要する場合はその実費を申し受けます。				

※振込で、100枚を超える硬貨の場合は、両替手数料が別途かかります。

◇ATM手数料（提携金融機関のキャッシュカードを当JAのATMで使用した場合の手数料）

		稼働時間	JAバンク (当JA含む)	JFマリン バンク	三菱 UFJ銀行	ゆうちょ 銀行	他金融 機関
入金	平日	8:45~19:00	無料	無料	/	/	/
	休日	9:00~17:00 (土・日曜・祝日)	無料	無料			
出金	平日	8:45~18:00	無料	無料	無料	110円	110円
		18:00~19:00	無料	無料	110円	220円	220円
	土曜	9:00~14:00	無料	無料	110円	110円	110円
		14:00~17:00	無料	無料	110円	220円	220円
	日曜・祝日	9:00~17:00	無料	無料	110円	220円	220円

※12月31日の扱いは、その日の曜日を適用します。

◇ATM振込手数料

ご利用カード	県内JAのカード		他金融機関のカード	
	振込先 当JA本支所宛	他金融機関宛	当JA本支所宛	他金融機関宛
振込金額				
3万円未満	無料	330円	110円	440円
3万円以上	無料	550円	220円	660円

※他金融機関のカード利用の場合は、別途ATMの利用手数料がかかります。

◇JAネットバンク手数料

	当JA内	県内JA	他金融機関(県外JA)
3万円未満	無料	110円	330円
3万円以上	無料	220円	550円

◇法人JAネットバンク手数料

サービス内容		金額			
基本サービス(照会・振込サービス)		1,100円			
基本サービス+伝送サービス(データ伝送・ファイル伝送)		3,300円			
		同一支所内の振込	当JA本支所・県内JAへの振込	県外JAおよび農林中央金庫への振込	他金融機関への振込
振込	3万円未満	無料	110円	220円	220円
	3万円以上	無料	330円	440円	440円
総合振込	3万円未満	無料	110円	220円	220円
	3万円以上	無料	330円	440円	440円
給与・賞与振込	3万円未満	無料	無料	無料	220円
	3万円以上	無料	無料	無料	220円

◇両替手数料

両替枚数	1~50枚	51~100枚	101~500枚	501~1000枚	1001~2000枚	2001枚以上
手数料	無料	330円	440円	660円	880円	1,100円 1000枚毎440円加算

上記以外に

訪問による両替(1件)	1,100円
-------------	--------

※ご利用は、1日1回までとさせていただきます。

◇店頭硬貨整理手数料

硬貨整理枚数	1~500枚	501~1000枚	1001~2000枚	2001枚以上
手数料	無料	330円	440円	660円 1000枚毎330円加算

※1日に複数回に分けて入金いただく場合は、硬貨枚数を合算して手数料をいただきます。

※硬貨の枚数を計測した時点で手数料が確定しますので、入金を取りやめる場合も手数料をいただきます。

◇その他手数料(貯金業務)

細目	金額	備考
ICキャッシュカード再発行(1枚)	1,100円	JAカード一体型を含む
通帳・証書再発行(1通・1枚)	1,100円	
残高証明書発行(1通)	330円	定例発行(センター作成)、都度発行(端末機作成)
残高証明書発行(1通)	1,100円	窓口作成(手書き作成)
残高証明書発行(1通)	3,300円	会計監査人制定用紙

スイングサービス手数料(1回)	110円	
取引履歴照合表等発行	1,100円	1口座(端末機検索)
	22円	1枚
当JA内貯金口座振替	55円	委託契約に基づく
入出金コメント手数料	110円	1件

◇貸出事務手数料

科目	項目	金額
証書貸付金	農業関連資金	無料
	住宅ローン(有担保)・住宅資金	33,000円
	住宅ローン(無担保)・リフォームローン	5,500円
	資産活用資金・事業資金	55,000円
	マイカーローン・教育ローン・フリーローン等生活関連資金	5,500円
	上記以外の不動産担保貸出	55,000円
	上記以外の資金	無料
手形貸付金	住宅資金つなぎローン	無料
	上記以外の資金(書替含む)	1,100円
当座貸越	すべての資金	無料

◇条件変更手数料

科目	項目	金額
証書貸付金	すべての資金	11,000円
手形貸付金・当座貸越	すべての資金	無料

◇全額繰上返済手数料

科目	項目	要件	金額	
証書貸付金	住宅ローン 住宅資金	固定金利適用中	33,000円	
		上記以外	11,000円	
	資産活用資金 事業資金	固定金利適用中	返済金額 5千万円未満	110,000円
			5千万円以上1億円未満	220,000円
			返済金額 1億円以上	330,000円
		上記以外	33,000円	
	上記以外の資金		無料	
手形貸付金	すべての資金		無料	

◇その他手数料（貸出業務）

項目	金額
融資証明書発行(1通)	11,000円
完済証明書発行(1通)	11,000円
返済計画表再発行(1件)	1,100円
各種同意書発行(1通)	11,000円
ローンカード再発行(1枚)	1,100円

◇共済事業

共済とは、生活を取り巻くさまざまなリスク（ケガ・病気、火災・自然災害、交通事故など）に対して、組合員があらかじめ一定の「共済掛金」を拠出して協同の財産を準備し、不測の事故などが生じた場合に「共済金」として支払う事によって、組合員やその家族に生じる経済的な損失を補い、生活の安定を図る相互扶助（助け合い）の保障制度です。

J A共済は、J AとJ A共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。

なお、経営の健全性と事業の安定性を測る指標として支払余力（ソルベンシー・マージン）比率がありますが、J A共済連の令和2年上半期は、1280.9%（前年度末1210.9%）で、経営の健全な水準とされる200%を大きく超えており、十分な支払余力を確保しております。

J A共済は組合員・利用者の皆様の多様化するニーズに応えるため、ライフアドバイザー（L A）が組合員・利用者の皆様のお宅へ訪問し、コミュニケーションの強化を図り、一人ひとりのライフスタイルの変化やニーズにあった保障を提供するとともに、共済金をもれなくご請求いただくため、3Q訪問活動を展開しています。また、スマイルサポーターが支所での窓口対応や電話対応を通じて、組合員・利用者の皆様へ様々な情報提供、提案を行っています。

さらに、地域貢献活動を行っており、病気や事故等の未然防止を目的として、健康管理・増進活動や交通事故対策活動（交通安全教室等）を実施するほか、万一の際の事後支援として、災害救援活動や交通事故被害者の社会復帰支援活動などを実施しています。また、書道やポスターコンクール等の文化支援活動やJ Aくらしの活動、地域農業振興に関する支援活動を行っております。

《主な保障のラインアップ》

①長期共済

共済期間が長く（5年以上）、事故があったとき、又は満期のときに共済金が支払われます。主なものは次のとおりです。

終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズにあわせて特約を付加することにより保障内容を自由に設計できます。
------	---

引受緩和型 終身共済	健康に不安がある若年層から中高年層の終身保障ニーズに幅広く対応するため、加入しやすい「手続きが簡便で加入間口の広い」プランです。
一時払 終身共済	満期共済金や退職金等の一時資金を活用した長期資金確保・相続対策ニーズに応えることができ、加入手続きが簡便なプランです。
養老生命共済	万一のときの保障とともに、満期時に生存していれば満期共済金が支払われる貯蓄の機能をあわせもつプランです。
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金の備えと、万一のときを保障するプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
定期生命共済	万一のときや、第1級後遺障害状態・重度要介護状態を一定期間保障する、掛捨てタイプのプランです。
がん共済	がんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズにあわせて、先進医療保障を加えることもできます。
特定重度 疾病共済	重い生活習慣病や三大疾病の継続的な治療による様々な経済的負担に備えることができるプランです。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの、収入の減少や支出の増加に備えることができるプランです。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
一時払 介護共済	まとまった資金を活用して、一生涯にわたって介護に備えることができるプランです。
医療共済(※)	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。また、一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。(※令和3年4月より取扱開始)
引受緩和型 医療共済	健康に不安がある方でも、簡単な告知でご加入でき、病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。
予定利率変動型 年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、保障期間満了時に、満期共済金をお受取りいただけます。

②短期共済

共済期間が短く（5年未満）、事故があったときに共済金が支払われます。主なものは次の種類のとおりです。

なお、自動車共済・自賠責共済は、自動車販売会社や修理工場などの共済代理店において、JAの営業日・営業時間以外であっても共済契約の締結ができます。

自動車共済 (クルママスター)	自動車事故による相手方への賠償保障はもちろんのこと、ご自身やご家族の乗車中や歩行中等の自動車事故による損害を過失割合に関係なく保障するとともに、お車の損害や付随的に発生する諸費用まで幅広く保障します。
自賠責共済	自動車、バイクには法律で加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
火災共済	建物や建物内に収容されている動産が火災や落雷、破裂、爆発などによって損害を受けたときに保障します。
傷害共済	日常生活での不慮の事故による死亡・負傷に応じて定額の共済金が支払われる共済です。
賠償責任共済	日本国内で発生した日常生活や農作業などに起因する事故により、損害賠償責任を負担した場合に保障する共済です。

③共栄火災保険商品

共栄火災保険商品の取扱いをしております。代表的な商品は次のとおりです。

JA安心倶楽部	JA組合員のケガ（地震等によるケガを含む。）による死亡や後遺障害、入院・通院、自転車事故等の日常生活における他人への賠償責任（示談代行サービス付）および携行品の損害など、日常生活のリスクを総合的に補償する。
JA自転車倶楽部	自転車事故をはじめとした日常生活における賠償責任（示談代行サービス付）と交通事故等によるケガを補償する、JA組合員向けの商品。
個人用火災総合保険 (Happy Home 2) (安心あっとホーム)	火災事故はもちろんのこと風災・水災等の自然災害に至るまで幅広い補償をニーズに応じて提供する、掛捨て型の火災保険商品。「Happy Home 2」は住宅ローン利用者向けの商品、「安心あっとホーム」は住宅ローン利用者向け以外の商品。
農業応援隊	農業生産、加工、販売、飲食業に関するリスク対策として、賠償責任リスク、加工品回収リスク、労務管理リスク、休業リスクなどを包括的に補償する。
農業者賠償責任保険	農作業中の農薬飛散や飛び石といった施設リスクや食中毒等の生産物リスク、預かった農機具等にかかる保管物リスクへの賠償事故を総合的に補償する。
海外旅行保険	海外旅行における傷害を幅広く補償する保険です。

<p>ゴルファー保険</p>	<p>ゴルフのプレイ中、練習中などの本人のケガ、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え法律上の賠償責任を負った場合、用具の盗難・損害、ホールインワン、又はアルバトロス達成時の補償がワンセットになった保険です。</p>
----------------	--

◇販売事業

販売事業は、組合員が生産した農畜産物などを共同で販売することで、より高い収入を得られるようにしていこうというものです。

消費者の皆様のニーズに応じた「安心して信頼される農畜産物」を安定的に提供できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地産地消運動を推進し、地元で生産された農畜産物を地域の皆様に提供するため、直売所の運営などの事業についても積極的に取り組んでいます。

さらに、関係機関やJA全農とちぎと連携し、にっこり梨等の輸出による新たな需要の開拓やJAブランドのPR強化により販路拡大に努めています。

このように、農畜産物の供給を通じて消費者との連携をすすめ、農業の持続的発展を目指します。

◎直売所所在地

- ・ JAグリーンインターパーク (宇都宮市砂田町526)
- ・ JAグリーンかみかわち (宇都宮市下小倉町1218)
- ・ 南河内グリーンセンター (下野市緑1丁目4-1)
- ・ えきの市場内JA農産物直売所
(宇都宮市川向町1-23 JR宇都宮駅ビル パセオ1階)
- ・ 上三川いきいきプラザ農産物直売所 (上三川町大字上蒲生127-9)

◇購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員や地域の皆様に供給する事業です。この事業は、計画的に大量購入することによって、できるだけ安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員や地域の皆様に安心・良質な品物を供給するものです。取扱い品目は、多種にわたり、特に生活関連では日用品等の生活物資から、葬祭業務なども取り扱っています。

◎葬祭事業

ご家族に突然のご不幸があった場合に、自宅葬、ホール葬のいずれのニーズにもお応えできるよう24時間体制で受付しております。

- ・ アトラス宇都宮ホール 028-660-5555
- ・ アトラスファミリーホール鶴田 028-633-9200、0800-888-4455
- ・ アトラスかみのかわホール 0285-55-1555

◇営農指導事業

営農指導は、JAの信用・共済・購買・販売などの事業の要であり、組合員の営農活動を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。JAの営農指導は、単に技術指導を行うだけでなく、農畜産物を安定的に供給していくためのマーケティング対策や組合員の農業経営全般について支援し、認定農業者や集落営農組織などの担い手育成確保を通じて、協同して合理的な農業経営を確立するよう働きかけていくものです。すなわち、生産から流通までの仕組みをJAの総合的な力で支援・援助することによって、個々の農家では難しい所得の増大を協同の力で実現していくとするものです。

<食の安心への取り組み>

安心で信頼される農畜産物を消費者に提供し、「食」に対する信頼性を確保するため、JAグループは生産履歴記帳運動を展開し、全ての農作物を対象に生産履歴の記録と点検を実施するとともに、環境に優しい農業の実現のため、使用済み農業生産資材の回収などにも取り組んでおります。また、生産部会とともにGAP（農業生産工程管理）の精度向上に向けた取り組みを強化しています。

さらに、福島原発事故に伴う放射能対策として、県と連携し農産物のモニタリング調査を引き続き実施しています。

◇JAくらしの活動

組合員および地域住民との新しい関係を築き、JAの事業・組織基盤を強化するとともに、将来にわたって安心して暮らせる豊かな地域社会の実現を目的に、平成24年度よりアグリスクール・女性大学に継続して取り組んでいます。

なお、本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、アグリスクール・女性大学は中止としました。

◇国産農畜産物の消費拡大運動

国産農畜産物の重要性の理解促進および消費拡大のため、「みんなのよい食プロジェクト」に取り組んでおり、情報提供や農業体験等を通じて国産農畜産物の魅力を伝え、地域の消費者に地産地消をすすめています。

◇資産管理事業

資産管理事業は、組合員が土地の有効活用やその管理を安心して行えるよう、また、農と住の調和したまちづくりをめざす様々な事業を展開していくものです。

このため、転用相当農地等の売渡しや貸付けなどのほか、組合員が所有するアパートの管理や仲介業務も行っています。

また、組合員に対しその資産の有効活用を支援するため、意向に沿った提案を行うとともに、法律・税務相談会も開催しています。

◇利用事業

組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（カントリーエレベーター、選果場等）を設置して、ご利用いただいております。

◇受託農業経営事業

子会社である株式会社JAアグリうつのみやにおいて、農作業の受委託等を行い、地域農業の持続的発展を目指しています。

◇高齢者福祉事業

高齢化社会のニーズに応えるため、介護保険の認定を受けた方を対象に訪問介護、居宅介護支援の介護保険事業や高齢者生活支援事業などを行っています。

（２）系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との二重のセーフティーネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆様に、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として機能する「JAバンクシステム」を運営しています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

【經營資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	元年度 令和2年2月 29日現在	2年度 令和3年2月 28日現在	科 目	元年度 令和2年2月 29日現在	2年度 令和3年2月 28日現在
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1. 信用事業資産	290,609,217	298,400,655	1. 信用事業負債	289,803,170	298,187,960
(1) 現金	1,125,888	924,221	(1) 貯金	285,899,995	294,368,178
(2) 預金	207,795,606	212,590,305	(2) 借入金	2,933,572	2,905,816
系統預金	207,512,447	212,282,383	(3) その他の信用事業負債	969,603	913,965
系統外預金	283,159	307,922	未払費用	75,181	66,611
(3) 有価証券	23,857,230	25,022,440	その他の負債	894,421	847,354
国債	21,150,000	21,020,410	2. 共済事業負債	1,324,980	1,012,825
地方債	550,790	541,380	(1) 共済資金	880,531	576,288
社債	2,156,440	3,460,650	(2) 未経過共済付加収入	444,365	436,383
(4) 貸出金	56,554,318	58,611,704	(3) その他の共済事業負債	83	153
(5) その他の信用事業資産	1,423,952	1,370,710	3. 経済事業負債	927,049	1,113,689
未収収益	1,370,854	1,308,933	(1) 経済事業未払金	770,492	917,350
その他の資産	53,098	61,776	(2) 経済受託債務	132,879	172,138
(6) 貸倒引当金	△ 147,778	△ 118,727	(3) その他の経済事業負債	23,676	24,200
2. 共済事業資産	12,852	9,954	4. 雑負債	387,320	415,954
(1) 共済未収収益	12,852	9,954	(1) 未払法人税等	40,106	48,843
(2) 貸倒引当金	△ 0	-	(2) その他の負債	347,214	367,111
3. 経済事業資産	1,616,280	1,771,926	5. 諸引当金	2,051,455	2,070,619
(1) 経済事業未収金	956,587	1,133,717	(1) 賞与引当金	201,776	197,672
(2) 経済受託債権	151,998	95,308	(2) 退職給付引当金	1,849,679	1,872,947
(3) 棚卸資産	460,043	498,982	6. 繰延税金負債	68,769	-
購買品	377,523	385,723	負債の部合計	294,562,745	302,801,049
宅地	60,894	88,436			
その他の棚卸資産	21,625	24,821	(純 資 産 の 部)		
(4) その他の経済事業資産	65,809	60,131	1. 組合員資本	23,717,114	24,065,244
(5) 貸倒引当金	△ 18,158	△ 16,213	(1) 出資金	4,515,098	4,540,639
4. 雑資産	796,690	729,158	(2) 資本準備金	5,038	5,038
5. 固定資産	6,205,792	6,115,022	(3) 利益剰余金	19,223,266	19,569,771
(1) 有形固定資産	6,108,168	6,019,052	利益準備金	5,280,000	5,410,000
建物	8,845,489	8,685,338	その他利益剰余金	13,943,266	14,159,771
機械装置	3,461,830	3,493,103	特別積立金	2,020,000	2,150,000
土地	2,919,397	2,890,670	信用事業基盤整備強化積立金	5,640,000	5,740,000
建設仮勘定	2,585	150,004	肥料価格安定準備金	12,055	12,055
その他の有形固定資産	2,146,266	2,119,770	教育基金	820,000	830,000
減価償却累計額	△ 11,267,400	△ 11,319,835	施設整備積立金	1,924,000	1,954,000
(2) 無形固定資産	97,624	95,970	宅地等供給事業運営積立金	665,960	677,385
6. 外部出資	20,778,078	20,781,712	経営安定化積立金	1,210,000	1,340,000
(1) 外部出資	20,805,692	20,805,692	営農振興・担い手育成積立金	200,000	220,000
系統出資	20,247,870	20,247,870	税効果調整積立金	597,507	596,411
系統外出資	467,922	467,922	当期末処分剰余金	853,743	639,918
子会社出資	89,900	89,900	(うち当期剰余金)	596,262	390,936
(2) 外部出資等損失引当金	△ 27,613	△ 23,980	(4) 処分未済持分	△ 26,289	△ 50,204
7. 繰延税金資産	-	170,233	2. 評価・換算差額等	1,739,052	1,112,370
			(1) その他有価証券評価差額金	1,739,052	1,112,370
			純資産の部合計	25,456,166	25,177,615
資産の部合計	320,018,912	327,978,664	負債及び純資産の部合計	320,018,912	327,978,664

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	元年度 平成31年3月1日から 令和2年2月29日まで		2年度 令和2年3月1日から 令和3年2月28日まで	
1. 事業総利益		5,240,902		4,985,565
事業収益	12,758,630		12,581,275	
事業費用	7,517,728		7,595,709	
(1) 信用事業収益	2,384,160		2,266,384	
資金運用収益	2,291,970		2,150,841	
うち預金利息	1,182,370		1,115,058	
うち有価証券利息配当金	259,624		265,284	
うち貸出金利息	759,968		720,085	
うちその他受入利息	90,007		50,413	
役務取引等収益	72,718		82,348	
その他事業直接収益	-		15,738	
その他経常収益	19,471		17,457	
(2) 信用事業費用	98,908		283,189	
資金調達費用	131,579		127,172	
うち貯金利息	126,576		118,594	
うち給付補填備金繰入	2,748		3,355	
うちその他支払利息	2,253		5,222	
役務取引等費用	20,140		20,584	
その他事業直接費用	-		13,913	
その他経常費用	△ 52,811		121,518	
うち貸倒引当金戻入益	△ 192,986		△ 29,050	
うちその他費用	140,175		150,569	
信用事業総利益		2,285,252		1,983,195
(3) 共済事業収益	1,309,115		1,228,684	
共済付加収入	1,192,344		1,124,605	
共済貸付金利息	24		-	
その他の収益	116,747		104,079	
(4) 共済事業費用	64,952		52,159	
共済借入金利息	24		-	
共済推進費	31,805		21,034	
その他の費用	33,123		31,125	
うち貸倒引当金戻入益	△ 116		△ 0	
うちその他費用	33,239		31,125	
共済事業総利益		1,244,163		1,176,525
(5) 購買事業収益	6,794,320		6,743,178	
購買品供給高	6,637,255		6,585,157	
購買手数料	7,597		7,278	
修理サービス料	62,361		66,287	
その他の収益	87,106		84,454	
(6) 購買事業費用	6,040,609		5,998,742	
購買品供給原価	5,909,943		5,863,837	
購買品供給費	76,008		79,484	
修理サービス費	7,164		6,769	
その他の費用	47,492		48,651	
うち貸倒引当金繰入額	34		-	
うち貸倒引当金戻入益	-		△ 1,456	
うちその他費用	47,458		50,107	
購買事業総利益		753,711		744,435

科 目	元年度 平成31年3月1日から 令和2年2月29日まで		2年度 令和2年3月1日から 令和3年2月28日まで	
(7) 販売事業収益		1,089,763		1,052,163
販売品販売高	403,065		393,935	
販売手数料	508,344		475,342	
その他の収益	178,353		182,885	
(8) 販売事業費用		501,143		434,676
販売品販売原価	310,962		296,570	
販売費	59,912		61,433	
その他の費用	130,267		76,673	
うち貸倒引当金戻入益	△ 943		△ 488	
うちその他費用	131,211		77,161	
販売事業総利益		588,619		617,487
(9) 保管事業収益		165,916		150,981
(10) 保管事業費用		33,778		28,591
保管事業総利益		132,138		122,390
(11) 利用事業収益		864,058		947,645
共同乾燥施設収益	433,777		561,654	
その他利用収益	430,280		385,991	
(12) 利用事業費用		602,632		571,172
共同乾燥施設費用	219,167		209,872	
その他利用費用	383,464		361,299	
利用事業総利益		261,425		376,473
(13) 宅地等供給事業収益		127,108		215,464
(14) 宅地等供給事業費用		79,527		164,000
宅地等供給事業総利益		47,581		51,464
(15) 福祉事業収益		75,038		54,412
(16) 福祉事業費用		62,901		47,432
福祉事業総利益		12,136		6,979
(17) 指導事業収入		45,097		16,017
(18) 指導事業支出		129,224		109,404
指導事業収支差額		△ 84,126		△ 93,387
2. 事業管理費		4,963,623		4,871,546
(1) 人件費		3,626,041		3,608,317
(2) 業務費		364,228		341,354
(3) 諸税負担金		189,368		182,912
(4) 施設費		726,696		678,177
(5) その他事業管理費		57,288		60,785
事業利益		277,278		114,019
3. 事業外収益		469,630		407,937
(1) 受取雑利息		3,726		1,830
(2) 受取出資配当金		396,034		326,923
(3) 賃貸料		26,391		24,813
(4) 償却債権取立益		505		1,177
(5) 太陽光売電収入		27,056		27,654
(6) 雑収入		15,915		25,538
4. 事業外費用		60,880		29,895
(1) 寄付金		2,141		2,438
(2) 太陽光発電設備費用		18,943		17,608
(3) 雑損失		39,795		9,848
経常利益		686,028		492,060

科 目	元年度 平成31年3月1日から 令和2年2月29日まで		2年度 令和2年3月1日から 令和3年2月28日まで	
5. 特別利益		67,792		104,663
(1) 固定資産処分益	55,468		101,643	
(2) 一般補助金	1,324		-	
(3) その他の特別利益	10,999		3,020	
6. 特別損失		46,441		85,295
(1) 固定資産処分損	4,066		38,798	
(2) 固定資産圧縮損	1,324		-	
(3) 減損損失	6,900		-	
(4) 肉用牛肥育経営安定交付金制度補填金	-		27,185	
(5) その他の特別損失	34,151		19,311	
税引前当期利益		707,378		511,428
(1) 法人税・住民税及び事業税	103,176		119,396	
(2) 法人税等調整額	7,939		1,095	
7. 法人税等合計		111,116		120,491
当期剰余金		596,262		390,936
当期首繰越剰余金		249,540		247,887
税効果調整積立金取崩額		7,939		1,095
当期未処分剰余金		853,743		639,918

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	元年度	2年度
	平成31年3月1日から 令和2年2月29日まで	令和2年3月1日から 令和3年2月28日まで
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	707,378	507,632
減価償却費	348,191	311,951
減損損失	6,900	0
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 194,058	△ 30,996
賞与引当金の増減額（△は減少）	△ 6,965	△ 4,104
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△ 7,796	23,268
その他引当金等の増減額（△は減少）	27,613	△ 3,633
信用事業資金運用収益	△ 2,347,868	△ 2,206,220
信用事業資金調達費用	131,579	127,172
共済貸付金利息	△ 24	0
共済借入金利息	24	0
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 399,763	△ 328,757
支払雑利息	0	0
為替差損益	0	0
有価証券関係損益	55,897	53,555
金銭の信託の運用損益	0	0
固定資産売却損益	△ 51,402	△ 62,844
外部出資関係損益	0	0
資産除去債務関連費用	△ 5,344	0
未収法人税等の還付額	17,800	0
法人税等の還付額	0	0
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増減	2,798,651	△ 2,057,386
預金の純増減	△ 600,300	△ 4,400,000
貯金の純増減	△ 1,797,847	8,468,183
信用事業借入金の純増減	△ 24,993	△ 27,756
その他信用事業資産の増減	△ 11,681	52,287
その他信用事業負債の増減	21,595	△ 47,419
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済貸付金の純増減	22,707	0
共済借入金の純増減	△ 22,707	0
共済資金の純増減	172,113	△ 304,242
その他共済事業資産の増減	△ 883	2,897
その他共済事業負債の増減	△ 9,968	△ 7,911
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	261,394	△ 177,129
経済受託債権の純増減	△ 61,544	56,690
棚卸資産の純増減	△ 43,734	△ 38,938
支払手形及び経済事業未払金の純増減	△ 213,926	146,857
経済受託債務の純増減	△ 17,921	39,258
その他経済事業資産の増減	△ 4,151	4,472
その他経済事業負債の増減	△ 3,283	△ 305

科 目	元年度	2年度
	平成31年3月1日から 令和2年2月29日まで	令和2年3月1日から 令和3年2月28日まで
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の増減	△ 245,330	68,737
その他負債の増減	2,325	△ 2,774
未払消費税の増減額	12,468	23,501
信用事業資金運用による収入	2,407,659	2,207,140
信用事業資金調達による支出	△ 131,495	△ 135,356
共済貸付金利息による収入	548	0
共済借入金利息による支出	△ 548	0
事業の利用分量に対する配当金の支払額	0	0
小計	791,311	2,257,826
雑利息及び出資配当金の受取額	399,763	328,757
雑利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	△ 92,681	△ 106,864
法人税等の還付額	0	0
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,098,393	2,479,720
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 1,796,812	△ 3,285,860
有価証券の売却等による収入	0	800,314
有価証券の償還による収入	1,000,066	400,000
金銭の信託の増加による支出	0	0
金銭の信託の減少による収入	0	0
固定資産の取得による支出	△ 102,075	△ 301,849
固定資産の売却による収入	87,603	143,512
補助金の受入による収入	1,324	0
外部出資による支出	△ 3,731,580	0
外部出資の売却等による収入	0	0
資産除去債務履行による支出	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,541,473	△ 2,243,882
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	0	0
設備借入金の返済による支出	0	0
出資の増額による収入	147,628	136,619
出資の払戻しによる支出	△ 119,047	△ 111,078
回転出資金の受入による収入	0	0
回転出資金の払戻しによる支出	0	0
持分の取得による支出	△ 55,417	△ 50,468
持分の譲渡による収入	58,256	26,553
出資配当金の支払額	△ 43,923	△ 44,431
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,503	△ 42,805
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	△ 3,455,583	193,032
6 現金及び現金同等物の期首残高	18,420,778	14,965,195
7 現金及び現金同等物の期末残高	14,965,195	15,158,227

4. 注記表【令和元年度】

項目	注記事項
継続組合の前提に関する注記	継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況はありません。
重要な会計方針に係る事項に関する注記	<p>1. 次に掲げる資産の評価基準および評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>ア. 子会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>イ. その他の有価証券</p> <p>・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>・時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>② 棚卸資産</p> <p>ア. 購買品（肥料・農薬・飼料） . . . 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>イ. 購買品（包装資材・園芸資材・農機部品）</p> <p>. . . 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>ウ. 農機・宅地 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>エ. その他棚卸資産 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p>
	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備および構築物は定額法を採用しています。</p> <p>なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき3年間で均等償却を行っています。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>定額法により償却しています。</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づき定額法により償却しています。</p>
	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価格から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p>

	<p>② 外部出資等損失引当金 外部出資先への出資に係る損失に備えるため、貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。</p> <p>③ 賞与引当金 職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。</p> <p>④ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>ア. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>イ. 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間に基づく年数(12~15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。</p> <p>4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月31日以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p> <p>5. 消費税および地方消費税の会計処理の方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「-」と表示しています。</p>												
表示方法の変更に関する注記	<p>1. 損益計算書の表示方法 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業ごとの収益および費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。</p>												
会計上の見積りの変更に関する注記	<p>1. 耐用年数の変更 宝木出張所の建物は、従来、耐用年数を47年として減価償却を行ってきましたが、令和3年に建替えを予定しており、当事業年度において耐用年数を3年に変更しています。 この変更により、従来の方と比べて、当事業年度の事業管理費が4,580千円増加し、事業利益、経常利益および税引前当期利益が同額減少しています。</p>												
貸借対照表に関する注記	<p>1. 圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、6,117,941千円であり、その内訳は次のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="478 1792 877 2016"> <tr> <td>建物</td> <td>2,385,851千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>564,266千円</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>2,942,480千円</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>76,948千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>40,463千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>107,930千円</td> </tr> </table>	建物	2,385,851千円	構築物	564,266千円	機械	2,942,480千円	車両運搬具	76,948千円	器具備品	40,463千円	土地	107,930千円
建物	2,385,851千円												
構築物	564,266千円												
機械	2,942,480千円												
車両運搬具	76,948千円												
器具備品	40,463千円												
土地	107,930千円												

	<p>2. 担保に供した資産等 担保に供した資産等は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担保に供している資産 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">12,855,900千円</td> </tr> </table> ・担保資産に対応する債務 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">為替決済に係る債務（上限）</td> <td style="text-align: right;">10,000,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">公金取扱にかかる決済保証金</td> <td style="text-align: right;">5,900千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">被災地金融機関向け農林中央金庫からの借入金</td> <td style="text-align: right;">2,850,000千円</td> </tr> </table> 	預金	12,855,900千円	為替決済に係る債務（上限）	10,000,000千円	公金取扱にかかる決済保証金	5,900千円	被災地金融機関向け農林中央金庫からの借入金	2,850,000千円										
預金	12,855,900千円																		
為替決済に係る債務（上限）	10,000,000千円																		
公金取扱にかかる決済保証金	5,900千円																		
被災地金融機関向け農林中央金庫からの借入金	2,850,000千円																		
	<p>3. 子会社に対する金銭債権・債務の額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">金銭債権の総額</td> <td style="text-align: right;">1,304千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">金銭債務の総額</td> <td style="text-align: right;">56,627千円</td> </tr> </table>	金銭債権の総額	1,304千円	金銭債務の総額	56,627千円														
金銭債権の総額	1,304千円																		
金銭債務の総額	56,627千円																		
	<p>4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">金銭債権の総額</td> <td style="text-align: right;">429,997千円</td> </tr> </table>	金銭債権の総額	429,997千円																
金銭債権の総額	429,997千円																		
	<p>5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額およびその内訳 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破綻先債権額 (A)</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額 (B)</td> <td style="text-align: right;">546,423</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権額 (C)</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額 (D)</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権額 (E = A + B + C + D)</td> <td style="text-align: right;">546,423</td> </tr> <tr> <td>担保・保証付債権額 (F)</td> <td style="text-align: right;">415,867</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金（個別評価分） (G)</td> <td style="text-align: right;">130,556</td> </tr> <tr> <td>担保・保証等控除債権額 (H = E - F - G)</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p> <p>2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>3. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。</p> <p>4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>5. 上記1～4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p>	区 分	金 額	破綻先債権額 (A)	—	延滞債権額 (B)	546,423	3か月以上延滞債権額 (C)	—	貸出条件緩和債権額 (D)	—	リスク管理債権額 (E = A + B + C + D)	546,423	担保・保証付債権額 (F)	415,867	貸倒引当金（個別評価分） (G)	130,556	担保・保証等控除債権額 (H = E - F - G)	—
区 分	金 額																		
破綻先債権額 (A)	—																		
延滞債権額 (B)	546,423																		
3か月以上延滞債権額 (C)	—																		
貸出条件緩和債権額 (D)	—																		
リスク管理債権額 (E = A + B + C + D)	546,423																		
担保・保証付債権額 (F)	415,867																		
貸倒引当金（個別評価分） (G)	130,556																		
担保・保証等控除債権額 (H = E - F - G)	—																		
<p>損益計算書に関する注記</p>	<p>1. 子会社との取引高の総額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">① 子会社との取引による収益総額</td> <td style="text-align: right;">20,607千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">うち事業取引高</td> <td style="text-align: right;">19,698千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">うち事業取引以外の取引高</td> <td style="text-align: right;">908千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">② 子会社との取引による費用総額</td> <td style="text-align: right;">2,555千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">うち事業取引高</td> <td style="text-align: right;">2,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">うち事業取引以外の取引高</td> <td style="text-align: right;">555千円</td> </tr> </table>	① 子会社との取引による収益総額	20,607千円	うち事業取引高	19,698千円	うち事業取引以外の取引高	908千円	② 子会社との取引による費用総額	2,555千円	うち事業取引高	2,000千円	うち事業取引以外の取引高	555千円						
① 子会社との取引による収益総額	20,607千円																		
うち事業取引高	19,698千円																		
うち事業取引以外の取引高	908千円																		
② 子会社との取引による費用総額	2,555千円																		
うち事業取引高	2,000千円																		
うち事業取引以外の取引高	555千円																		

2. 減損会計適用による固定資産の減損損失

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所ごとに、また、遊休資産および賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。本所および営農関連施設については、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

減損損失の兆候がある資産又は資産グループについては、全て割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額との比較を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産又は資産グループについて、減損損失を認識いたしました。

減損損失の内訳は次のとおりです。

区分	資産名	減損損失の認識に至った経緯	種類ごとの減損損失額 (千円)	回収可能価額の算定方法
	場所			
遊休資産	旧明治支所	活用見込みのない資産について、建物等撤去を決定した	(建物) 6,895 (構築物) 5	帳簿価格を減損損失として計上
種類ごとの合計			(建物) 6,895 (構築物) 5	
総合計			6,900	

3. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債など有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクにさらされています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、借入金および貯金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が598,481千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	207,795,606	207,806,476	10,869
有価証券	23,857,230	23,857,230	—
その他有価証券	23,857,230	23,857,230	—
貸出金	56,554,532	—	—
貸倒引当金	△147,778	—	—
貸倒引当金控除後	56,406,754	58,375,001	1,968,247
資産計	288,059,590	290,038,707	1,979,116
貯 金	285,899,995	286,004,376	104,380
負債計	285,899,995	286,004,376	104,380

(注) 貸出金およびその引当金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金214千円を含めています。貸倒引当金は、一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

② 金融商品の時価の算定方法

ア. 資産

a 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によつています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によつています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 負債

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 時価を把握することが極めて困難な金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	20,805,692
外部出資等損失引当金	△27,613
外部出資 (引当金控除後)	20,778,078

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	207,795,606	—	—	—	—	—
有価証券	400,000	600,000	2,200,000	300,000	400,000	17,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	400,000	600,000	2,200,000	300,000	400,000	17,000,000
貸出金	4,851,795	4,058,743	3,831,109	3,622,045	3,415,060	36,747,133
合計	213,047,401	4,658,743	6,031,109	3,922,045	3,815,060	53,747,133

(注) 1. 貸出金のうち当座貸越 429,315 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

2. 3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 28,430 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	257,168,617	16,501,056	10,990,202	819,450	412,130	8,538

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得 原価又は償却原価を超え るもの	国 債	18,951,901	21,150,000	2,198,098
	地方債	500,000	550,790	50,790
	社 債	2,000,000	2,156,440	156,440
合 計		21,451,901	23,857,230	2,405,328

なお、上記差額合計から繰延税金負債 666,276 千円を差し引いた額 1,739,052 千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

退職給付に関する注記

1. 退職給付債務の内容

① 採用している退職給付制度

職員の退職給付金に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会への積立額は1,854,638千円あり、今年度、退職給付掛金119,228千円を福利厚生費に計上しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,274,924	千円
勤務費用	101,319	千円
利息費用	7,962	千円
数理計算上の差異の発生額	△93,011	千円
退職給付の支払額	△153,756	千円
期末における退職給付債務	2,137,437	千円

③ 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,137,437	千円
未認識数理計算上の差異	△287,758	千円
貸借対照表計上額純額	1,849,679	千円
退職給付引当金	1,849,679	千円

④ 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	101,319	千円
利息費用	7,962	千円
数理計算上の差異の費用処理額	36,678	千円
合計	145,960	千円

⑤ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.12%
数理計算上の差異の処理年数	14年

【追加情報】

30年度末までの発生分については、翌事業年度から15年で費用処理することとしていましたが、元年度末時点で平均残存勤務期間を算出したところ14年となりましたので、これまでに発生した数理計算上の差異のうち未償却分を14年基準で費用処理します。

また、この変更の結果、従来の年数で費用処理した場合と比較して、元年度の退職給付費用6,142千円増加することとなります。

2. 特例業務負担金

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金39,904千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、501,315千円となっています。

税効果会計に関する注記	1. 繰延税金資産および繰延税金負債の内訳
	① 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
	繰延税金資産
	賞与引当金 55,891 千円
	未払事業税 6,068 千円
	退職給付引当金 512,361 千円
	減損損失等 25,547 千円
	貸付利息未計上 5,541 千円
	法定福利費 10,135 千円
	その他 22,307 千円
	繰延税金資産小計 637,850 千円
	評価性引当額 (回収懸念額) △34,034 千円
	繰延税金資産合計 (a) 603,816 千円
	繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金 △666,276 千円
	全農外部出資評価益 (合併交付金) △6,309 千円
	繰延税金負債合計 (b) △672,585 千円
	繰延税金負債の純額 (a + b) 68,769 千円
	② 法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳
	法定実効税率 27.7%
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入できない項目 1.5%
	受取配当金等永久に益金に算入できない項目 △8.9%
	住民税均等割等 0.7%
	評価性引当額の増減 △5.2%
	その他 0.1%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 15.7%

<p>その他の注記</p>	<p>1. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務</p> <p>当組合は、下記に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。</p> <table border="1" data-bbox="386 371 1391 669"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用目的</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所</td> <td>清原支所事務所・倉庫敷地</td> <td>宇都宮市竹下町</td> </tr> <tr> <td>共乾施設</td> <td>上河内営農経済センター中央ライスセンター敷地</td> <td>宇都宮市下小倉町</td> </tr> <tr> <td>選果場</td> <td>東部選果場敷地</td> <td>宇都宮市上籠谷町</td> </tr> <tr> <td>集荷場</td> <td>南河内営農経済センター野菜集荷場敷地</td> <td>下野市本吉田</td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用目的	所在地	事務所	清原支所事務所・倉庫敷地	宇都宮市竹下町	共乾施設	上河内営農経済センター中央ライスセンター敷地	宇都宮市下小倉町	選果場	東部選果場敷地	宇都宮市上籠谷町	集荷場	南河内営農経済センター野菜集荷場敷地	下野市本吉田
種別	使用目的	所在地														
事務所	清原支所事務所・倉庫敷地	宇都宮市竹下町														
共乾施設	上河内営農経済センター中央ライスセンター敷地	宇都宮市下小倉町														
選果場	東部選果場敷地	宇都宮市上籠谷町														
集荷場	南河内営農経済センター野菜集荷場敷地	下野市本吉田														
<p>キャッシュ・フロー計算書に関する注記</p>	<p>1. 現金および現金同等物の資金の範囲</p> <p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、普通預金および通知預金となっています。</p>															

【令和2年度】

項 目	注 記 事 項
継続組合の前提に関する注記	継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況はありません。
重要な会計方針に係る事項に関する注記	<p>1. 次に掲げる資産の評価基準および評価方法</p> <p>① 有価証券</p> <p>ア. 子会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>イ. その他の有価証券</p> <p>・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>・時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>② 棚卸資産</p> <p>ア. 購買品（肥料・農薬・飼料） . . . 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>イ. 購買品（包装資材・園芸資材・農機部品）</p> <p>. . . 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>ウ. 農機・宅地 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>エ. その他棚卸資産 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p>
	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備および構築物は定額法を採用しています。</p> <p>なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき3年間で均等償却を行っています。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>定額法により償却しています。</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づき定額法により償却しています。</p>
	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。</p> <p>破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p>

	<p>② 外部出資等損失引当金 外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。</p> <p>③ 賞与引当金 職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。</p> <p>④ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>ア. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>イ. 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間に基づく年数(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。</p> <p>4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月31日以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p> <p>5. 消費税および地方消費税の会計処理の方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、表示単位未満の科目については「0」で、取引がない場合は「-」と表示しています。</p>																				
貸借対照表に関する注記	<p>1. 圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、5,949,653千円であり、その内訳は次のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="478 1433 877 1657"> <tr> <td>建物</td> <td>2,354,737千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>447,805千円</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>2,926,774千円</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>72,264千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>40,141千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>107,930千円</td> </tr> </table> <p>2. 担保に供した資産等 担保に供した資産等は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担保に供している資産 <table border="0" data-bbox="478 1792 1165 1836"> <tr> <td>預金</td> <td>12,855,900千円</td> </tr> </table> ・担保資産に対応する債務 <table border="0" data-bbox="478 1859 1165 1982"> <tr> <td>為替決済に係る債務(上限)</td> <td>10,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>公金取扱にかかる決済保証金</td> <td>5,900千円</td> </tr> <tr> <td>被災地金融機関向け農林中央金庫からの借入金</td> <td>2,850,000千円</td> </tr> </table> 	建物	2,354,737千円	構築物	447,805千円	機械	2,926,774千円	車両運搬具	72,264千円	器具備品	40,141千円	土地	107,930千円	預金	12,855,900千円	為替決済に係る債務(上限)	10,000,000千円	公金取扱にかかる決済保証金	5,900千円	被災地金融機関向け農林中央金庫からの借入金	2,850,000千円
建物	2,354,737千円																				
構築物	447,805千円																				
機械	2,926,774千円																				
車両運搬具	72,264千円																				
器具備品	40,141千円																				
土地	107,930千円																				
預金	12,855,900千円																				
為替決済に係る債務(上限)	10,000,000千円																				
公金取扱にかかる決済保証金	5,900千円																				
被災地金融機関向け農林中央金庫からの借入金	2,850,000千円																				

	<p>3. 子会社に対する金銭債権・債務の額</p> <p>金銭債権の総額 1,729 千円</p> <p>金銭債務の総額 66,291 千円</p>																											
	<p>4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権の額</p> <p>金銭債権の総額 37,114 千円</p>																											
	<p>5. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額およびその内訳 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="435 443 1238 779"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>(A)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>(B)</td> <td>530,338</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権額</td> <td>(C)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>(D)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権額</td> <td>(E = A + B + C + D)</td> <td>530,338</td> </tr> <tr> <td>担保・保証付債権額</td> <td>(F)</td> <td>413,041</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金 (個別評価分)</td> <td>(G)</td> <td>117,296</td> </tr> <tr> <td>担保・保証等控除債権額</td> <td>(H = E - F - G)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p> <p>2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>3. 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。</p> <p>4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>5. 上記1～4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p>	区 分		金 額	破綻先債権額	(A)	—	延滞債権額	(B)	530,338	3か月以上延滞債権額	(C)	—	貸出条件緩和債権額	(D)	—	リスク管理債権額	(E = A + B + C + D)	530,338	担保・保証付債権額	(F)	413,041	貸倒引当金 (個別評価分)	(G)	117,296	担保・保証等控除債権額	(H = E - F - G)	—
区 分		金 額																										
破綻先債権額	(A)	—																										
延滞債権額	(B)	530,338																										
3か月以上延滞債権額	(C)	—																										
貸出条件緩和債権額	(D)	—																										
リスク管理債権額	(E = A + B + C + D)	530,338																										
担保・保証付債権額	(F)	413,041																										
貸倒引当金 (個別評価分)	(G)	117,296																										
担保・保証等控除債権額	(H = E - F - G)	—																										
<p>損益計算書に関する注記</p>	<p>1. 子会社との取引高の総額</p> <p>① 子会社との取引による収益総額 23,730 千円</p> <p>うち事業取引高 22,959 千円</p> <p>うち事業取引以外の取引高 771 千円</p> <p>② 子会社との取引による費用総額 2,545 千円</p> <p>うち事業取引高 2,000 千円</p> <p>うち事業取引以外の取引高 545 千円</p> <p>2. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報</p> <p>当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。</p> <p>ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。</p> <p>3. 肉用牛肥育経営安定交付金制度に関する事項</p> <p>肉用牛肥育経営安定交付金制度の加入漏れに関する生産者補填金として、27,185 千円を特別損失として計上しております。</p>																											

<p>金融商品に関する注記</p>	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針 当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債など有価証券による運用を行っています。</p> <p>② 金融商品の内容およびそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。 また、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクにさらされています。</p> <p>③ 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>ア. 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先の償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。</p> <p>イ. 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益の確保および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>(市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、借入金および貯金です。 当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が565,284千円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>ウ. 資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p>
-------------------	---

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	212,590,305	212,593,087	2,781
有価証券	25,022,440	25,022,440	—
その他有価証券	25,022,440	25,022,440	—
貸出金	58,611,836	—	—
貸倒引当金	△118,727	—	—
貸倒引当金控除後	58,493,109	60,171,719	1,678,610
資産計	296,105,855	297,787,247	1,681,391
貯 金	294,368,178	294,447,386	79,207
負債計	294,368,178	294,447,386	79,207

（注）貸出金およびその引当金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金132千円を含めています。貸倒引当金は、一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

② 金融商品の時価の算定方法

ア. 資 産

a 預 金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

イ. 負 債

a 貯 金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 時価を把握することが極めて困難な金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	20,805,692
外部出資等損失引当金	△23,980
外部出資 (引当金控除後)	20,781,712

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	212,590,305	—	—	—	—	—
有価証券	600,000	1,600,000	300,000	400,000	200,000	19,900,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	600,000	1,600,000	300,000	400,000	200,000	19,900,000
貸出金	4,911,825	4,150,191	3,928,558	3,712,489	3,367,637	38,529,402
合 計	218,102,130	5,750,191	4,228,558	4,112,489	3,567,637	58,429,402

- (注) 1. 貸出金のうち当座貸越 381,776 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。
2. 3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 11,600 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	271,803,386	10,928,701	10,630,769	433,744	525,076	46,500

- (注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得 原価又は償却原価を超え るもの	国 債	19,683,892	21,020,410	1,336,517
	地方債	500,000	541,380	41,380
	社 債	3,300,000	3,460,650	160,650
合 計		23,483,892	25,022,440	1,538,547

なお、上記差額合計から繰延税金負債 426,177 千円を差し引いた額 1,112,370 千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

2. 当期中に売却した債券

① その他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国 債	800,314	15,738	13,913

<p>退職給付に関する注記</p>	<p>1. 退職給付債務の内容</p> <p>① 採用している退職給付制度 職員退職給付金に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。 なお、下記の他、一般財団法人全国農林漁業団体共済会への積立額は1,776,478千円あり、今年度、退職給付掛金117,527千円を福利厚生費に計上しています。</p> <p>② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">期首における退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">2,137,437</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">87,743</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">利息費用</td> <td style="text-align: right;">2,564</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">数理計算上の差異の発生額</td> <td style="text-align: right;">△194,324</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">△111,569</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">期末における退職給付債務</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,921,852</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">千円</td> </tr> </table> <p>③ 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">1,921,852</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">△48,905</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,872,947</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,872,947</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">千円</td> </tr> </table> <p>④ 退職給付費用およびその内訳項目の金額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">87,743</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">利息費用</td> <td style="text-align: right;">2,564</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">44,528</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">合 計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">134,837</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">千円</td> </tr> </table> <p>⑤ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">割引率</td> <td style="text-align: right;">0.42%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">13年</td> </tr> </table> <p>【追加情報】 元年度末までの発生分については、翌事業年度から14年で費用処理することとしていましたが、2年度末時点で平均残存勤務期間を算出したところ13年となりましたので、これまでに発生した数理計算上の差異のうち未償却分を13年基準で費用処理します。 また、この変更の結果、従来の年数で費用処理した場合と比較して、2年度の退職給付費用8,809千円増加することとなります。</p> <p>2. 特例業務負担金 人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金38,524千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、483,110千円となっています。</p>	期首における退職給付債務	2,137,437	千円	勤務費用	87,743	千円	利息費用	2,564	千円	数理計算上の差異の発生額	△194,324	千円	退職給付の支払額	△111,569	千円	期末における退職給付債務	1,921,852	千円	退職給付債務	1,921,852	千円	未認識数理計算上の差異	△48,905	千円	貸借対照表計上額純額	1,872,947	千円	退職給付引当金	1,872,947	千円	勤務費用	87,743	千円	利息費用	2,564	千円	数理計算上の差異の費用処理額	44,528	千円	合 計	134,837	千円	割引率	0.42%	数理計算上の差異の処理年数	13年
期首における退職給付債務	2,137,437	千円																																													
勤務費用	87,743	千円																																													
利息費用	2,564	千円																																													
数理計算上の差異の発生額	△194,324	千円																																													
退職給付の支払額	△111,569	千円																																													
期末における退職給付債務	1,921,852	千円																																													
退職給付債務	1,921,852	千円																																													
未認識数理計算上の差異	△48,905	千円																																													
貸借対照表計上額純額	1,872,947	千円																																													
退職給付引当金	1,872,947	千円																																													
勤務費用	87,743	千円																																													
利息費用	2,564	千円																																													
数理計算上の差異の費用処理額	44,528	千円																																													
合 計	134,837	千円																																													
割引率	0.42%																																														
数理計算上の差異の処理年数	13年																																														

税効果会計に関する注記	1. 繰延税金資産および繰延税金負債の内訳
	① 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
	繰延税金資産
	賞与引当金 54,755 千円
	未払事業税 6,838 千円
	退職給付引当金 518,806 千円
	減損損失等 20,363 千円
	貸付利息未計上 5,638 千円
	法定福利費 9,982 千円
	その他 21,185 千円
	繰延税金資産小計 637,567 千円
	評価性引当額 (回収懸念額) △34,847 千円
	繰延税金資産合計 (a) 602,720 千円
	繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金 △426,177 千円
	全農外部出資評価益 (合併交付金) △6,309 千円
	繰延税金負債合計 (b) △432,486 千円
	繰延税金資産の純額 (a + b) 170,233 千円
	② 法定実効税率と法人税等の負担率との間の重要な差異の主な内訳
	法定実効税率 27.7%
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入できない項目 3.0%
	受取配当金等永久に益金に算入できない項目 △9.0%
	住民税均等割等 1.0%
	評価性引当額の増減 0.2%
	その他 0.6%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 23.5%

<p>その他の注記</p>	<p>1. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務</p> <p>当組合は、下記に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点では除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。</p> <table border="1" data-bbox="384 371 1391 669"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用目的</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所</td> <td>清原支所事務所・倉庫敷地</td> <td>宇都宮市竹下町</td> </tr> <tr> <td>共乾施設</td> <td>上河内営農経済センター中央ライスセンター敷地</td> <td>宇都宮市下小倉町</td> </tr> <tr> <td>選果場</td> <td>東部選果場敷地</td> <td>宇都宮市上籠谷町</td> </tr> <tr> <td>集荷場</td> <td>南河内営農経済センター野菜集荷場敷地</td> <td>下野市本吉田</td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用目的	所在地	事務所	清原支所事務所・倉庫敷地	宇都宮市竹下町	共乾施設	上河内営農経済センター中央ライスセンター敷地	宇都宮市下小倉町	選果場	東部選果場敷地	宇都宮市上籠谷町	集荷場	南河内営農経済センター野菜集荷場敷地	下野市本吉田
種別	使用目的	所在地														
事務所	清原支所事務所・倉庫敷地	宇都宮市竹下町														
共乾施設	上河内営農経済センター中央ライスセンター敷地	宇都宮市下小倉町														
選果場	東部選果場敷地	宇都宮市上籠谷町														
集荷場	南河内営農経済センター野菜集荷場敷地	下野市本吉田														
<p>キャッシュ・フロー計算書に関する注記</p>	<p>1. 現金および現金同等物の資金の範囲</p> <p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、普通預金および通知預金となっています。</p>															

5. 剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	金 額	
	元年度	2年度
1. 当期末処分剰余金	853,743,385	639,918,710
2. 剰余金処分額	605,856,117	364,042,018
(1) 利益準備金	130,000,000	80,000,000
(2) 任意積立金	431,424,757	239,560,574
特別積立金	(130,000,000)	(60,000,000)
信用事業基盤整備強化積立金	(100,000,000)	(60,000,000)
肥料価格安定準備金	()	()
教育基金	(10,000,000)	(10,000,000)
施設整備積立金	(30,000,000)	(30,000,000)
宅地等供給事業運営積立金	(11,424,757)	(19,560,574)
経営安定化積立金	(130,000,000)	(30,000,000)
営農振興・担い手育成積立金	(20,000,000)	(30,000,000)
税効果調整積立金	()	()
(3) 出資配当金	44,431,360	44,481,444
3. 次期繰越剰余金	247,887,268	275,876,692

(注) 1. 出資配当金の基準は次のとおりです。

元年度 1.0% 2年度 1.0%

2. 事業分量配当金はありません。

3. 次期繰越剰余金には、教育情報繰越額が含まれています。

元年度 30,000 千円 2年度 20,000 千円

4. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

種 類	積立目的	積立目標額等および取崩基準
信用事業基盤整備強化積立金	組合員の期待と信頼に応える事業機能を発揮するためには財務体質の強化は喫緊の課題である。よって、強固な財務基盤を確立するため本積立を実施する。	(積立目標額) 各事業年度末貯金残高×1.5/1,000 (取崩基準) 信用事業の改善発展のための支出は信用事業の機械情報化・サービスの充実および金融ビックバン等への諸対応のために支出できるものとする。
肥料価格安定準備金	系統は、予約制度の強化と連環して肥料価格の年間安定を実現することにより、系統購買事業における、基幹的生産資材である肥料に対する信頼を高めるため、「肥料面積予約協同購入運動」を展開しているところである。本準備金は、これらを踏まえた肥料価格の年間安定を図るため、本県系統の「肥料面積予約協同購入運動実施要領」に基づき積み立てる。	(積立目標額) 「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に基づき全農栃木県本部が示す額(面積予約数量×一定の単価) (取崩基準) 肥料価格の期中改定により値上がりが発生した場合には、「営農相談・施肥コスト抑制運動基本要領」に基づき、取り崩す。
教育基金	組合における教育活動を長期的かつ安定的に実施するために、財政確立の一環として本基金を積み立て、この運用相当額の果実を主として組合員の教育活動に充当する。	(積立目標額) 組合員一人当たり 50,000 円を目標に 8 億 5 千万円 (取崩基準) 積立目的が達成された場合、当該目的積立金の全額を取り崩す。

<p>施設整備積立金</p>	<p>農業生産コストの低減を図る優良な営農施設の設置ならびに事業機能の充実を図るべき事務所等の建設およびそれらの施設の運営にあてることを目的とし、その必要な財務基盤を確立するため本積立を実施する。</p>	<p>(積立目標額) 20億円 (取崩基準) 次の事項が生じたときは、理事会の決議により取り崩すことができる。 ①平成27年度以降に新たに取得する事業所・施設等の取得費 ②固定資産処分損および取り壊し費用 ③平成27年度以降に新たに償却を開始する事業所・施設等別の各10百万円以上の減価償却費</p>
<p>宅地等供給事業運営積立金</p>	<p>宅地等供給事業の安定的な運営を図るため、宅地等供給事業実施規程第9条に基づき、本積立を実施する。</p>	<p>(積立目標額) 転用相当農地の売渡しの事業により生じた利益について、宅地等供給事業実施規程の定めるところに従い、本積立金に積み立てる。 (取崩基準) 宅地等供給事業の改善発展のために支出できるものとし、事業を廃止したときは全額取り崩す。</p>
<p>経営安定化積立金</p>	<p>大規模災害や会計基準の採用・変更、一時的な拠出金、不良債権等資産の償却等により剰余金が減少することに対応し、組合経営の健全な発展を図ることを目的に積み立てる。</p>	<p>(積立目標額) 20億円 (取崩基準) 次の事項が生じたときは、理事会の決議により取り崩すことができる。 ①大規模災害等による被害が発生した場合の事業継続のために施設復旧に要する費用 ②新たな会計基準の採用や変更により発生した損失 ③不良債権の引当・償却、固定資産等の資産の減損処理等による費用 ④一時的な拠出金等による費用 ⑤その他、経営安定に重大な影響を及ぼす事象が生じた場合の費用</p>
<p>営農振興・担い手育成積立金</p>	<p>地域農業振興の実現および農業者の所得増大・農業生産の拡大に向けた、農業関連・担い手育成事業等に関する農業者への支援を目的に積み立てる。</p>	<p>(積立目標額) 3億円 (取崩基準) 次の費用・支出を行ったときは、理事会の決議により取り崩すことができる。 ①新規農畜産物導入に対する支援 ②園芸振興に対する支援 ③集落営農に対する支援 ④担い手農家への事業に対する支援 ⑤新規就農にかかる支援 ⑥農業関連融資への利子助成 ⑦行政等補助事業の補充・支援 ⑧上記以外の積立目的に類する支援</p>

税効果調整積立金	繰延税金資産(法人税等の前払部分)について将来の減少に備えるために積立を行う。	(積立目標額) 繰延税金資産相当額 (取崩基準) 取崩は、法人税等の前払金額が回収された年度においてその回収金額を取り崩す。
----------	---	---

6. 部門別損益計算書【元年度】

1. 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共 通 管理費等
事業収益①	12,854,580	2,384,160	1,309,115	7,872,858	1,249,673	38,770	
事業費用②	7,613,678	98,908	64,952	6,202,667	1,139,949	107,199	
事業総利益③ (① - ②)	5,240,902	2,285,252	1,244,163	1,670,191	109,724	△ 68,428	
事業管理費④	4,963,623	1,445,558	934,503	1,942,024	279,116	362,422	
(うち減価償却費⑤)	(348,191)	(40,514)	(14,855)	(275,520)	(11,933)	(5,369)	
(うち人件費⑤´)	(3,626,041)	(1,027,137)	(802,998)	(1,257,421)	(225,171)	(313,314)	
うち共通管理費⑥		277,250	131,940	413,587	44,104	50,549	△ 917,430
(うち減価償却費⑦)		(1,272)	(604)	(1,899)	(202)	(231)	(△4,208)
(うち人件費⑦´)		(116,267)	(55,227)	(173,880)	(18,461)	(21,155)	(△384,990)
事業利益⑧ (③ - ④)	277,278	839,694	309,660	△ 271,833	△ 169,392	△ 430,850	
事業外収益⑨	469,630	366,888	49,822	44,342	4,877	3,701	
うち共通分⑩		20,342	9,662	30,422	3,230	3,701	△ 67,357
事業外費用⑪	60,880	18,187	8,639	27,857	2,888	3,309	
うち共通分⑫		18,187	8,639	27,202	2,888	3,309	△ 60,225
経常利益⑬ (⑧ + ⑨ - ⑪)	686,028	1,188,395	350,843	△ 255,348	△ 167,403	△ 430,458	
特別利益⑭	67,792	20,392	9,686	30,767	3,237	3,710	
うち共通分⑮		20,392	9,686	30,497	3,237	3,710	△ 67,522
特別損失⑯	46,441	12,981	6,123	22,944	2,047	2,346	
うち共通分⑰		12,981	6,123	19,279	2,047	2,346	△ 42,776
税引前当期利益⑱ (⑬ + ⑭ - ⑯)	707,378	1,195,806	354,406	△ 247,525	△ 166,213	△ 429,094	
営農指導事業分 配 賦 額 ⑲		116,713	83,073	182,794	46,514	△ 429,094	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱ - ⑲)	707,378	1,079,093	271,333	△ 430,319	△ 212,727		

(注) 1. 上記部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益95,949千円、事業費用95,949千円)を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

2. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 人頭割(50%) + 共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割(50%)
(2) 営農指導事業 均等割(40%) + 事業総利益割(40%)とし、農業関連事業に加算(20%)

配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費等	30.19	14.35	45.16	4.80	5.50	100.00
営農指導事業	27.20	19.36	42.60	10.84		100.00

2. 予算統制の状況

(単位：千円)

区 分		当初予算額	修正額	修正後予算額 c	決算額 d	差引 (c-d)
事業管理費		5,036,254	—	5,036,254	4,963,623	72,631
営農指導 事業	収入 a	28,409	—	28,409	38,770	△10,361
	支出 b	115,973	—	115,973	107,199	8,774
	差引(a-b)	△87,564	—	△87,564	△68,428	△19,136

3. 専属事業損益の内訳

(単位：千円)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業
経常利益 a (13)	1,188,395	350,843	△255,348	△167,403	△430,458
減価償却費 b (5-7)	39,242	14,251	273,621	11,731	5,138
共通管理費等 c (6-10+12)	275,095	130,917	410,367	43,762	50,157
専属事業損益 (a+b+c)	1,502,732	496,011	428,640	△111,910	△375,163

4. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	経 済 事 業	共 通 資 産
事業別の総資産	320,018,912	309,219,183	2,653,813	6,905,328	1,240,587
総資産(共通資産配賦後)	320,018,912	309,593,716	2,831,837	7,593,358	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準については、共通管理費の配賦基準等を用いて各事業に配賦しています。

【2年度】

1. 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共 通 管理費等
事業収益①	12,674,934	2,266,384	1,228,684	7,965,782	1,202,508	11,572	
事業費用②	7,689,368	283,189	52,159	6,161,291	1,103,322	89,404	
事業総利益③ (① - ②)	4,985,565	1,983,195	1,176,525	1,804,491	99,186	△ 77,832	
事業管理費④	4,871,546	1,491,905	915,987	1,868,718	267,662	327,274	
うち減価償却費⑤	(311,951)	(35,975)	(13,272)	(247,453)	(10,985)	(4,266)	
うち人件費⑤´	(3,608,317)	(1,064,034)	(775,379)	(1,248,981)	(222,084)	(297,839)	
うち共通管理費⑥		299,414	150,385	364,957	33,777	25,648	△ 874,181
うち減価償却費⑦		(2,096)	(1,052)	(2,560)	(236)	(178)	(△6,122)
うち人件費⑦´		(124,033)	(62,251)	(151,372)	(13,942)	(10,538)	(△362,136)
事業利益⑧ (③ - ④)	114,019	491,290	260,538	△ 64,227	△ 168,476	△ 405,106	
事業外収益⑨	407,937	297,892	59,307	43,794	4,719	2,225	
うち共通分⑩		26,184	13,142	31,955	2,943	2,225	△ 76,449
事業外費用⑪	29,895	10,237	5,138	12,500	1,150	870	
うち共通分⑫		10,237	5,138	12,495	1,150	870	△ 29,890
経常利益⑬ (⑧ + ⑨ - ⑪)	492,060	778,945	314,707	△ 32,933	△ 164,907	△ 403,750	
特別利益⑭	104,663	35,933	17,926	43,755	4,014	3,035	
うち共通分⑮		35,715	17,926	43,589	4,014	3,035	△ 104,279
特別損失⑯	85,295	21,335	9,614	50,565	2,153	1,628	
うち共通分⑰		19,154	9,614	23,380	2,153	1,628	△ 55,929
税引前当期利益⑱ (⑬ + ⑭ - ⑯)	511,428	793,543	323,019	△ 39,743	△ 163,046	△ 402,344	
営農指導事業分 配 賦 額 ⑲		129,072	97,045	121,991	54,236	△ 402,344	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱ - ⑲)	511,428	664,471	225,974	△ 161,734	△ 217,282		

(注) 1. 上記(部門別損益計算書)の事業収益、事業費用の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益(事業収益 93,658 千円、事業費用 93,658 千円)を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

2. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 (人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値
(2) 営農指導事業 (均等割+事業総利益割)の平均値

(注) 3. 配賦割合 (2の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位: %)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費等	34.25	17.19	41.80	3.85	2.91	100.00
営農指導事業	32.08	24.12	30.32	13.48		100.00

2. 予算統制の状況

(単位: 千円)

区 分		当初予算額	修正額	修正後予算額 c	決算額 d	差引 (c-d)
事業管理費		4,978,496	—	4,978,496	4,871,546	106,949
営農指導 事業	収入 a	7,077	—	7,077	11,572	△4,495
	支出 b	113,269	—	113,269	89,404	23,864
	差引 (a-b)	△106,192	—	△106,192	△77,832	△28,359

3. 専属事業損益の内訳

(単位: 千円)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業
経常利益 a (13)	778,945	314,707	△32,933	△164,907	△403,750
減価償却費 b (5-7)	33,879	12,220	244,893	10,749	4,088
共通管理費等 c (6-10+12)	283,467	142,381	345,497	31,984	24,293
専属事業損益 (a+b+c)	1,096,291	469,308	557,457	△122,174	△375,369

4. 部門別の資産

(単位: 千円)

区 分	合 計	信 用 事 業	共 済 事 業	経 済 事 業	共 通 資 産
事業別の総資産	327,978,664	317,081,460	2,683,478	6,873,388	1,340,336
総資産(共通資産配賦後)	327,978,664	317,540,526	2,913,882	7,524,256	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準については、共通管理費の配賦基準等を用いて各事業に配賦しています。

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和2年3月1日から令和3年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年6月28日

宇都宮農業協同組合

代表理事組合長 横松 久夫

8. 会見監査人の監査

令和元年度および2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
経常収益（事業収益）	14,400	13,844	13,608	12,854	12,674
信用事業収益	3,013	2,658	2,646	2,384	2,266
共済事業収益	1,388	1,429	1,367	1,309	1,228
農業関連事業収益	7,819	7,364	7,515	7,872	7,965
生活その他事業収益	2,169	2,373	2,056	1,249	1,202
営農指導事業収益	10	19	22	38	11
経常利益	856	593	548	686	492
当期剰余金	610	493	448	596	390
出資金 （出資口数）	4,321 (4,321,473)	4,429 (4,429,299)	4,486 (4,486,517)	4,515 (4,515,098)	4,540 (4,540,639)
純資産額	23,831	24,322	24,756	25,456	25,177
総資産額	303,200	316,114	321,159	320,018	327,978
貯金等残高	270,416	282,955	287,697	285,899	294,368
貸出金残高	59,485	59,229	59,352	56,554	58,611
有価証券残高	22,520	22,593	22,956	23,857	25,022
剰余金配当金額	51	43	43	44	44
出資配当金	51	43	43	44	44
職員数 （臨時職員を含む）	699	690	665	663	648
自己資本比率	19.77%	18.02%	18.49%	16.83%	16.81%

- (注) 1. 経常収益は、各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 自己資本比率は、農協法第11条の2に基づいた自己資本比率を記載しています。
4. 農業関連事業収益において委託販売にかかる販売高については、事業収益に含まれておりません。
5. 信託業務の取り扱いはありません。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	元年度	2年度	増 減
資金運用収支	2,160	2,023	△136
役務取引等収支	52	61	9
その他信用事業収支	72	△102	△174
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	2,285 (0.80)	1,983 (0.68)	△302 (△0.12)
事業粗利益 (事業粗利益率)	5,393 (1.65)	5,201 (1.57)	△191 (△0.08)
事業純益	429	330	△99
実質事業純益	429	330	△99
コア事業純益	429	328	△101
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	429	328	△101

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	元年度			2 年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	284,310	2,291	0.81	289,001	2,150	0.74
うち預金	206,613	1,272	0.62	208,346	1,165	0.56
うち有価証券	20,625	259	1.26	23,233	265	1.14
うち貸出金	57,071	759	1.33	57,420	720	1.25
資金調達勘定	287,817	129	0.04	292,205	121	0.04
うち貯金・定期積金	284,873	129	0.05	289,287	121	0.04
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	2,944	—	0.00	2,917	—	0.00
総資金利ざや	—	—	0.35	—	—	0.29

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)
 2. 預金の受取利息は、農林中金からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。
 3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	元年度増減額	2 年度増減額
受取利息 (A)	△257	△141
うち預金	△67	△106
うち有価証券	△2	5
うち貸出金	△187	△39
支払利息 (B)	△31	△7
うち貯金・定期積金	△31	△7
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差引(C) = (A) - (B)	△226	△134

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 預金の受取利息は、農林中金からの預金奨励金・預金事業分量配当金が含まれています。
 3. 貯金の支払利息は支払奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	元年度	2年度	増 減
流動性貯金	96,436 (33.9)	101,279 (35.0)	4,842
定期性貯金	188,436 (66.1)	188,008 (65.0)	△428
小 計	284,873 (100.0)	289,287 (100.0)	4,414
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
合 計	284,873 (100.0)	289,287 (100.0)	4,414

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋納税準備貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	元年度	2年度	増 減
定期貯金	183,752 (100.0)	184,015 (100.0)	263
うち固定自由金利定期	183,741 (99.9)	184,008 (99.9)	266
うち変動自由金利定期	10 (0.1)	6 (0.1)	△3

(注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	元年度	2年度	増 減
手形貸付金	228	104	△124
証書貸付金	53,167	53,883	715
当座貸越	468	442	△25
割引手形	—	—	—
金融機関貸付金	3,206	2,991	△215
合 計	57,071	57,420	349

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	元年度	2年度	増 減
固定金利貸出	50,563 (89.4)	52,923 (90.3)	2,359
変動金利貸出	5,990 (10.6)	5,688 (9.7)	△302
合 計	56,554 (100.0)	58,611 (100.0)	2,057

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	元年度	2年度	増 減
自店貯金担保	460	381	△78
有価証券担保	—	—	—
商業手形担保	—	—	—
不動産担保	43,702	46,318	2,616
共済証書	1,517	1,395	△122
その他担保	—	—	—
担保合計	45,680	48,095	2,415
農業信用基金協会保証	3,096	3,122	26
個人保証	140	123	△16
その他保証	175	396	220
保証合計	3,412	3,643	230
信用貸越	7,462	6,873	△588
合 計	56,554	58,611	2,057

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	元年度	2年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小 計	—	—	—
信用	—	—	—
合 計	—	—	—

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	元年度	2年度	増 減
設備資金	49,766(88.0)	51,831(88.4)	2,065
運転資金	6,788(12.0)	6,780(11.6)	△7
合 計	56,554(100.0)	58,611(100.0)	2,057

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	元年度	2年度	増 減
農業	8,561(15.1)	8,828(15.1)	266
林業	48(0.1)	52(0.1)	3
水産業	—(—)	—(—)	—
製造業	5,141(9.1)	5,818(9.9)	676
鉱業	90(0.2)	110(0.2)	19
建設・不動産業	12,573(22.2)	12,050(20.6)	△522
電気・ガス・熱供給水道業	423(0.8)	491(0.8)	67
運輸・通信業	1,608(2.8)	1,780(3.0)	172
金融・保険業	3,915(6.9)	4,042(6.9)	126
卸売・小売・サービス業・飲食業	6,322(11.2)	7,839(13.4)	1,517
地方公共団体	5,552(9.8)	4,884(8.3)	△668
非営利法人	26(0.1)	33(0.1)	7
その他	12,288(21.7)	12,679(21.6)	391
合 計	56,554(100.0)	58,611(100.0)	2,057

(注) () 内は構成比です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	元年度	2年度	増 減
穀作	547	536	△10
野菜・園芸	620	602	△18
果樹・樹園農業	249	248	△0
工芸作物	3	6	3
養豚・肉牛・酪農	51	104	53
養鶏・養卵	0	—	△0
養蚕	—	—	—
その他農業	294	340	45
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,767	1,840	72

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。なお、⑥貸出金の業種別残高は、債務者の業種で、⑦主要な農業関係の貸出金残高は、資金使途別の貸出金残高であり、集計方法が異なるため、貸出金残高は一致しません。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	元年度	2年度	増 減
プロパー資金	1,275	1,395	120
農業制度資金	492	444	△47
農業近代化資金	408	388	△19
その他制度資金	83	55	△27
合 計	1,767	1,840	72

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	元年度	2年度	増 減
日本政策金融公庫資金	930	1,360	429
その他	282	248	△33
合 計	1,213	1,609	396

- (注) その他には、住宅金融公庫資金が該当します。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	元年度	2年度	増 減
破綻先債権額 (A)	—	—	—
延滞債権額 (B)	546	530	△16
3か月以上延滞債権額 (C)	—	—	—
貸出条件緩和債権額 (D)	—	—	—
リスク債権合計 (E) (E=A+B+C+D)	546	530	△16
担保・保証付債権額 (F)	415	413	△2
貸倒引当金(個別評価分) (G)	130	117	△13
担保・保証等控除債権額 (H) (H=E-F-G)	—	—	—

(注) 1. 破綻先債権 (A)

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

2. 延滞債権 (B)

未収利息不計上貸出金であって、(注) 1に掲げるものおよび債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外をいいます。

3. 3か月以上延滞債権 (C)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（(注) 1、(注) 2に掲げるものを除く）をいいます。

4. 貸出条件緩和債権 (D)

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（(注) 1、(注) 2および(注) 3に掲げるものを除く）をいいます。

5. 担保・保証付債権額 (F)

「破綻先債権(A)」「延滞債権(B)」「3か月以上延滞債権(C)」および「貸出条件緩和債権(D)」のうち貯金・定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保付の貸出金ならびに農業信用基金協会等、確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証相当額です。なお、不動産の確実な担保額は、不動産鑑定士等による客観性のある評価又は財産評価基本通達による時価をもとに、さらに処分可能性を十分考慮した回収可能見込額です。

6. 貸倒引当金(個別評価分) (G)

「破綻先債権(A)」「延滞債権(B)」「3か月以上延滞債権(C)」および「貸出条件緩和債権(D)」のうち、すでに貸倒引当金（個別評価分）に繰り入れた引当残高です。

7. 担保・保証等控除後債権額 (H)

「破綻先債権(A)」「延滞債権(B)」「3か月以上延滞債権(C)」および「貸出条件緩和債権(D)」の合計額から「担保・保証付債権額(F)」および「貸倒引当金（個別評価分)(G)」を控除した貸出金残高です。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

【令和元年度】

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額				(参考) 購買未収金
		担保	保証	引当	合計	
破産更生債権およびこれらに準ずる債権 (A)	114	79	17	17	114	14
危険債権 (B)	432	313	5	113	432	12
要管理債権 (C)	—	—	—	—	—	—
小計 (D=A+B+C)	546	393	22	130	546	27
正常債権 (E)	57,380					799
合計 (D+E)	57,926					827

【令和2年度】

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額				(参考) 購買未収金
		担保	保証	引当	合計	
破産更生債権およびこれらに準ずる債権 (A)	37	6	16	14	37	14
危険債権 (B)	492	389	—	102	492	0
要管理債権 (C)	—	—	—	—	—	—
小計 (D=A+B+C)	530	396	16	117	530	15
正常債権 (E)	59,391					995
合計 (D+E)	59,922					1,010

(注) 1. 金融再生法債権額

資産査定に基づく債務者区分と整合を取った債権区分を行い、債権区分ごとの信用事業債権額（貸出金、貸付有価証券、外国為替、債務保証見返、信用未収利息、信用未収収益、信用仮払金）です。ただし、要管理債権は、貸出金のみです。

(債権区分)

①破産更生債権およびこれらに準ずる債権 (A)

・法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する信用事業債権です。

〔資産査定における破綻先、実質破綻先〕

②危険債権 (B)

・経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本利息の回収ができない可能性の高い信用事業債権です。

〔資産査定における破綻懸念先〕

③要管理債権 (C)

・3か月以上延滞貸出債権（元金）および条件緩和貸出債権（元金）です。

〔リスク管理債権として開示した、3か月以上延滞貸出金と貸出条件緩和債権を合算した貸出金〕

④正常債権（E）

・債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」以外のものに区分される信用事業債権です。地方公共団体等への債権も含まれています。

2. 担保

資産査定における優良担保・一般担保の処分可能見込額です。

3. 保証

資産査定における優良保証の額です。

4. 引当

「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」については、資産査定における個別貸倒引当金額です。「要管理債権」については、要管理債権額に予想損失率等乗じた金額です。

5. 購買未収金

購買未収金を参考として開示しております。なお、金融再生法債権区分に基づく購買未収金開示の債権区分と資産査定における債務者区分との関連は、次のとおりです。

債権区分	資産査定債務者区分
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	破綻先・実質破綻先
危険債権	破綻懸念先
要管理債権	要注意先のうち要管理先
正常債権	要注意先のうちその他要注意先および正常先ならびに地方公共団体等

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑪ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

【令和元年度】

(単位：百万円)

種 類	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	359	165	—	359	165
一般貸倒引当金	198	17		198	17
うち信用事業	194	17		194	17
うち共済事業	0	0		0	0
うち購買事業	3	0		3	0
うち販売事業	0	0		0	0
うちその他事業	0	0		0	0
個別貸倒引当金	161	148	—	161	148
うち信用事業	146	130	—	146	130
うち購買事業	11	14	—	11	14
うち販売事業	3	3	—	3	3

【令和2年度】

(単位：百万円)

種 類	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	165	134	—	165	134
一般貸倒引当金	17	1		17	1
うち信用事業	17	1		17	1
うち共済事業	0	—		0	—
うち購買事業	0	0		0	0
うち販売事業	0	0		0	0
うちその他事業	0	0		0	0
個別貸倒引当金	148	133	—	148	133
うち信用事業	130	117	—	130	117
うち購買事業	14	13	—	14	13
うち販売事業	3	2	—	3	2

⑫ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	元年度	2年度
貸出金償却額（信用）	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		元年度		2年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	71,870	270,251	70,244	287,538
	金額	62,380	87,886	54,558	88,179
代金取立為替	件数	—	11	2	14
	金額	—	9	6	12
雑為替	件数	4,084	3,034	3,959	2,985
	金額	2,008	2,036	1,458	1,460
合 計	件数	75,954	273,296	74,205	290,537
	金額	64,389	89,932	56,023	89,651

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	元年度	2年度	増 減
国債	18,539	19,911	1,371
地方債	499	499	△0
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
社債	1,585	2,821	1,236
銀行社債	—	—	—
特別法人債	1,399	1,399	△0
その他の社債	185	1,422	1,236
株式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合 計	20,625	23,233	2,608

② 商品有価証券種類別平均残高

令和元年度・2年度において、該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
元年度								
国債	400	2,913	310	—	8,919	8,606	—	21,150
地方債	—	—	—	—	550	—	—	550
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	403	201	1,550	—	—	2,156
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
2年度								
国債	600	1,949	—	—	8,566	9,903	—	21,020
地方債	—	—	—	541	—	—	—	541
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	607	1,720	610	522	—	3,460
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

[売買目的有価証券]

売買目的有価証券については、当 J A では投機的運用を行わないため保有しておりません。

[満期保有目的有価証券]

満期保有目的有価証券については、保有しておりません。

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	元年度			2年度		
		取得価額	貸借対照表 計上額	差額	取得価額	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表 計上額が取 得価額を超 えるもの	国債	18,951	21,150	2,198	19,683	21,020	1,336
	地方債	500	550	50	500	541	41
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,000	2,156	156	3,300	3,460	160
合 計		21,451	23,857	2,405	23,483	25,022	1,538

(注) 取得価額は償却原価によっております。

② 金銭の信託の時価情報等

令和元年度・2年度において、該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

令和元年度・2年度において、該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類	元年度			2年度			
	件 数	新契約高	保有高	件 数	新契約高	保有高	
生命総合共済	終身共済	19,745	4,636	197,122	19,844	4,594	182,781
	定期生命共済	228	1,830	2,467	459	3,085	5,409
	養老生命共済	12,367	1,156	76,541	11,303	825	66,339
	うちこども共済	5,344	889	23,660	5,388	598	22,503
	医療共済	14,268	61	7,952	14,419	93	6,995
	がん共済	6,247	—	589	6,442	—	565
	定期医療共済	457	—	472	416	—	452
	介護共済	2,603	609	5,085	2,749	470	5,469
	年金共済	9,038	—	286	10,452	—	266
建物更生共済	23,081	44,809	381,759	22,880	33,532	381,178	
合 計	88,572	53,104	672,276	90,406	42,602	649,458	

- (注) 1. 金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済および定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。））、介護共済は一時払契約の死亡給付金額です。
2. 年金共済は年金共済に付加された定期特約金額です。
3. 「生命総合共済」欄は、生命総合共済開始（平成5年度）以前に契約された養老生命、終身、年金の各共済契約についても合算して計上しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	元年度		2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	4,731	91,525	4,519	91,300
がん共済	4,093	37,883	2,613	38,873
定期医療共済	—	2,302	—	2,097
合 計	8,825	131,710	7,133	132,270

(注) 金額は入院共済金額です。

(3) 介護共済の介護共済金額、生活障害共済の生活障害共済金額および生活障害年金年額保有高、特定重度疾病共済の特定重度疾病共済金額

(単位：百万円)

種 類	元年度		2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	938	8,758	626	9,092
生活障害共済（一時金型）	1,061	2,068	1,142	3,048
生活障害共済（定期年金型）	99	255	110	337
特定重度疾病共済			1,209	1,192

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額です。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	元年度		2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	1,340	3,981	1,251	4,990
年金開始後		1,137		1,133
合 計	1,340	5,118	1,251	6,124

(注) 金額は年金年額（利率変動型年金は最低保証年金額）です。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	元年度		2年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火災共済	31,767	40	28,713	33
自動車共済		1,018		1,023
傷害共済	84,470	35	30,385	36
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	6	0	6	0
賠償責任共済		1		1
自賠責共済		146		123
合 計		1,242		1,218

(注) 金額は保障金額です。

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	元年度	2年度	増減
総資産経常利益率	0.22	0.15	△0.07
資本経常利益率	2.96	2.07	△0.89
総資産当期純利益率	0.19	0.12	△0.07
資本当期純利益率	2.57	1.65	△0.92

(注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

3. 総資産当期純利益率

= 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		元年度	2年度	増減
貯貸率	期末	19.78	19.91	0.13
	期中平均	20.03	19.85	△0.18
貯証率	期末	8.34	8.50	0.16
	期中平均	7.24	8.03	0.79

(注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	元年度	2年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	23,672	24,020
うち、出資金及び資本準備金の額	4,520	4,545
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	19,223	19,569
うち、外部流出予定額 (△)	44	44
うち、上記以外に該当するものの額 (△)	26	50
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	17	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	17	1
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	23,690	24,022
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	70	69
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	70	69
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	70	69
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	23,619	23,952

項 目	元年度	2年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	130,238	132,736
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	10,035	9,684
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	140,273	142,420
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	16.83	16.81

- (注) 1. 自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		元年度			2年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	現金	1,125	—	—	924	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	19,040	—	—	19,769	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	6,059	—	—	5,390	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	1,409	140	5	1,408	140	5
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	208,966	41,793	1,671	213,694	42,738	1,709
	法人等向け	605	601	24	1,906	1,754	70
	中小企業等向け及び個人向け	4,319	2,927	117	6,514	4,594	183
	抵当権付住宅ローン	8,175	2,795	111	8,183	2,781	111
	不動産取得等事業向け	9,695	9,410	376	9,913	9,663	386
	三月以上延滞等	60	43	1	29	5	0
	取立未済手形	51	10	0	60	12	0
	信用保証協会等保証付	23,610	2,328	93	25,778	2,544	101
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	出資等	1,041	1,013	40	1,041	1,017	40
	（うち出資等のエクスポージャー）	1,041	1,013	40	1,041	1,017	40
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	上記以外	34,137	69,174	2,766	32,341	67,482	2,699
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	22,804	57,012	2,280	22,804	57,011	2,280
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	590	1,476	59	622	1,557	62
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—

(うち上記以外のエクスポージャー)	10,741	10,685	427	8,913	8,913	356
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	318,300	130,238	5,209	326,955	132,736	5,309
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額	318,300	130,238	5,209	326,955	132,736	5,309
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額	所要 自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額	所要 自己資本額		
	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
	10,035	401	9,684	387		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要 自己資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要 自己資本額		
	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
	140,273	5,610	142,420	5,696		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
7. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉}}{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}} \div 8\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		元年度				2年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	139	49	—	—	207	117	—	0
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,693	1,693	—	—	1,507	1,507	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	601	—	601	—	1,604	—	1,604	—
	運輸・通信業	0	—	—	—	0	—	—	—
	金融・保険業	233,599	3,040	1,409	—	238,635	3,040	1,709	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	587	3	—	—	595	11	—	—
	日本国政府・地方公共団体	24,600	5,056	19,541	—	24,733	4,460	20,271	—
	上記以外	609	609	—	—	548	548	—	—
個人	46,198	46,186	—	—	49,023	49,012	—	28	
その他	10,269	—	—	—	10,100	—	—	—	
業種別残高計		318,300	56,639	21,551	—	326,955	58,698	23,584	29
1年以下		207,853	482	402	—	213,745	446	603	—
1年超3年以下		3,823	1,012	2,811	—	3,042	1,137	1,904	—
3年超5年以下		3,020	2,319	700	—	3,704	3,103	601	—
5年超7年以下		3,340	3,140	200	—	5,771	3,660	2,110	—
7年超10年以下		19,313	9,595	9,717	—	16,402	8,033	8,368	—
10年超		47,388	39,669	7,719	—	52,021	42,026	9,995	—
期限の定めのないもの		33,559	420	0	—	32,267	290	0	—
残存期間別残高計		318,300	56,639	21,551	—	326,955	58,698	23,584	—

- (注) 1. 当JAは、国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、信用リスクに関するエクスポージャーは国内のみとなります。
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲で利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	元年度					2年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	198	17	—	198	17	17	1	—	17	1
個別貸倒引当金	161	175	—	161	175	175	157	—	175	157

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高及び期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	元年度						2年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
法人	農業	—	27	—	—	27	—	27	15	—	27	15	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食 ・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	8	—	—	8	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	161	147	—	161	147	—	148	133	—	148	133	—	
業種別計	161	175	—	161	175	—	175	157	—	175	157	—	

(注) 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		元年度			2年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	—	27,383	27,383	—	27,182	27,182
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	24,693	24,693	—	26,855	26,855
	リスク・ウェイト20%	—	209,018	209,018	—	213,754	213,754
	リスク・ウェイト35%	—	7,987	7,987	—	7,947	7,947
	リスク・ウェイト50%	—	28	28	300	27	327
	リスク・ウェイト75%	—	3,911	3,911	—	6,134	6,134
	リスク・ウェイト100%	601	21,253	21,854	1,604	19,721	21,325
	リスク・ウェイト150%	—	27	27	—	2	2
	リスク・ウェイト200%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト250%	—	23,395	23,395	—	23,427	23,427
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%を適用する残高		—	—	—	—	—	—
合 計		601	317,698	318,300	1,904	325,051	326,955

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 「リスク・ウェイト1250%を適用する残高」には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保」付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は証券会社、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自組合貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	元年度		2年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	4	—	2	—
中小企業等向け及び個人向け	129	—	143	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	35	—	33	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	42	—	—	—
合 計	211	—	179	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%以上になったエクスポージャーのことです。
3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・固定資産等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社等出資、②その他有価証券、③系統出資及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等の評価等については、①子会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	元年度		2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	20,805	20,805	20,805	20,805
合計	20,805	20,805	20,805	20,805

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

元年度			2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

元年度		2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

元年度		2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	元年度	2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金利の変化により保有する資産・負債の損益又は経済的価値が変動するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量算定要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理しています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.2年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用していません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提及びその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE 及び Δ NII と大きく異なる点）
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

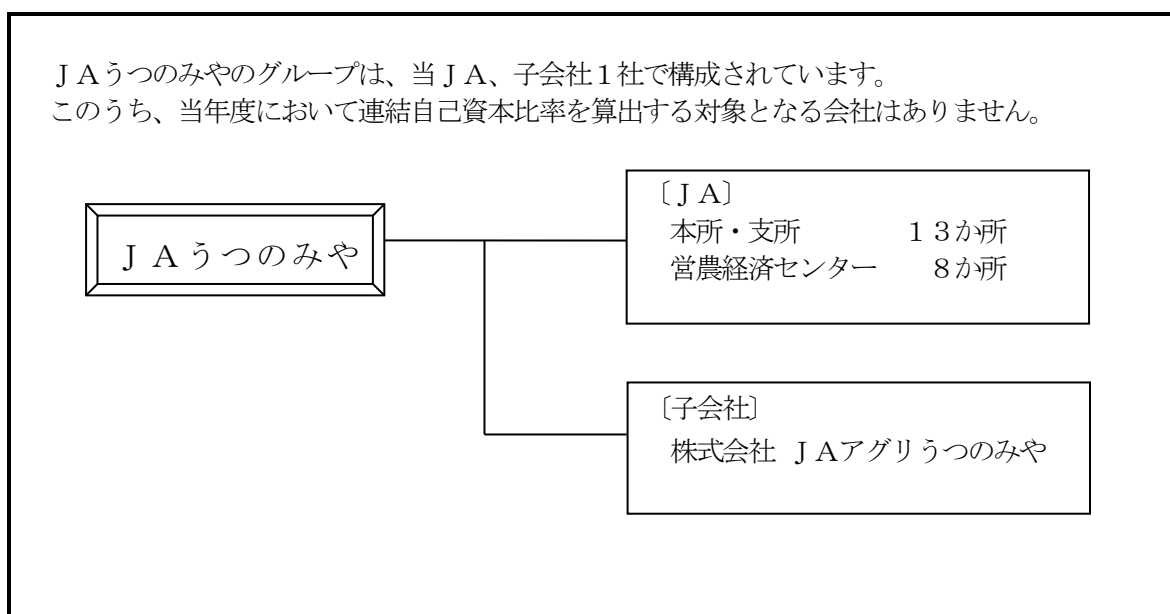
(単位：百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	2,682	2,692	264	284
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	2,316	2,387		
4	フラット化	45	0		
5	短期金利上昇	0	112		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	2,682	2,692	264	284
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	23,229		23,619	

- (注) 1. 「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

VI グループの概況

1. グループの事業系統図



2. 子会社の状況

(単位：百万円、%)

名 称	主たる営業所 又は 事務所の所在地	事業の内容	設 立 年月日	資本金	当JAの 議決権比率	当JAおよび 他の子会社等の 議決権比率
株式会社 JAアグリ うつのみや	宇都宮市中里町 1435 番地 1	農畜産物の 生産・加工 および販売	平成 25 年 8 月 29 日	90	99.9	99.9

3. 子会社の財産および損益の状況

(1) 貸借対照表

令和3年2月28日現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)	66,291	未払金	5,027
普通預金	66,291	仮受金	306
(棚卸資産)	6,039	未払法人税等	209
仕掛品	2,793	負債の部合計	5,543
貯蔵品	3,246	純資産の部	
(その他流動資産)	1,134	【株主資本】	
前払費用	16	資本金	90,000
未収入金	1,118	【利益剰余金】	
【固定資産】		繰越利益剰余金	△ 15,331
(有形固定資産)	5,706	(うち当期利益剰余金)	12,282
構築物	285	純資産の部合計	74,668
機械及び装置	3,402		
車両運搬具	1,557		
工具器具備品	8,642		
減価償却累計額	△ 8,181		
(投資等)	1,039		
出資金	50		
経営安定積立金	989		
資産の部合計	80,211	負債・純資産の部合計	80,211

(2) 損益計算書

令和2年3月1日から令和3年2月28日まで

(単位:千円)

科目	金額	合計
【売上高】		58,392
売上高(いちご)	17,477	
売上高(米)	16,714	
売上高(麦)	1,611	
売上高(大豆)	1,110	
作業受託収入	2,272	
事業雑収入	19,206	
【売上原価】		33,889
期首商品・製品棚卸高	—	
当期商品仕入高	—	
当期製品製造原価	33,889	
期末商品・製品棚卸高	—	
(売上総利益)		24,502
【販売費・一般管理費】		14,611
販売費・一般管理費	14,611	
(営業利益)		9,891
【営業外収益】		2,599
受取利息	0	
受取配当金	0	
一般助成収入	2,263	
雑収入	335	
【営業外費用】		—
営業外費用	—	
(経常利益)		12,491
【特別利益】		—
国庫補助金	—	
【特別損失】		—
固定資産圧縮額	—	
税引前当期利益		12,491
法人税及び住民税		209
当期利益		12,282

【役職員の報酬等】

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の支払総額および支払方法について

令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、報酬は所定日に指定口座への振り込みにより支払っています。

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度額
理 事	60,418	60,500
監 事	14,062	14,300
合 計	74,480	74,800

(注) 1. 対象役員は、理事25名、監事6名です。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

役員報酬は、理事および監事の別に各役員に支払う報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって決定しています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬等審議会（組合員から選出された委員8人および学識経験者1人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。

2. 職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、該当する者はいません。

(注) 1. 職員等には、期中に退職した者も含めています。

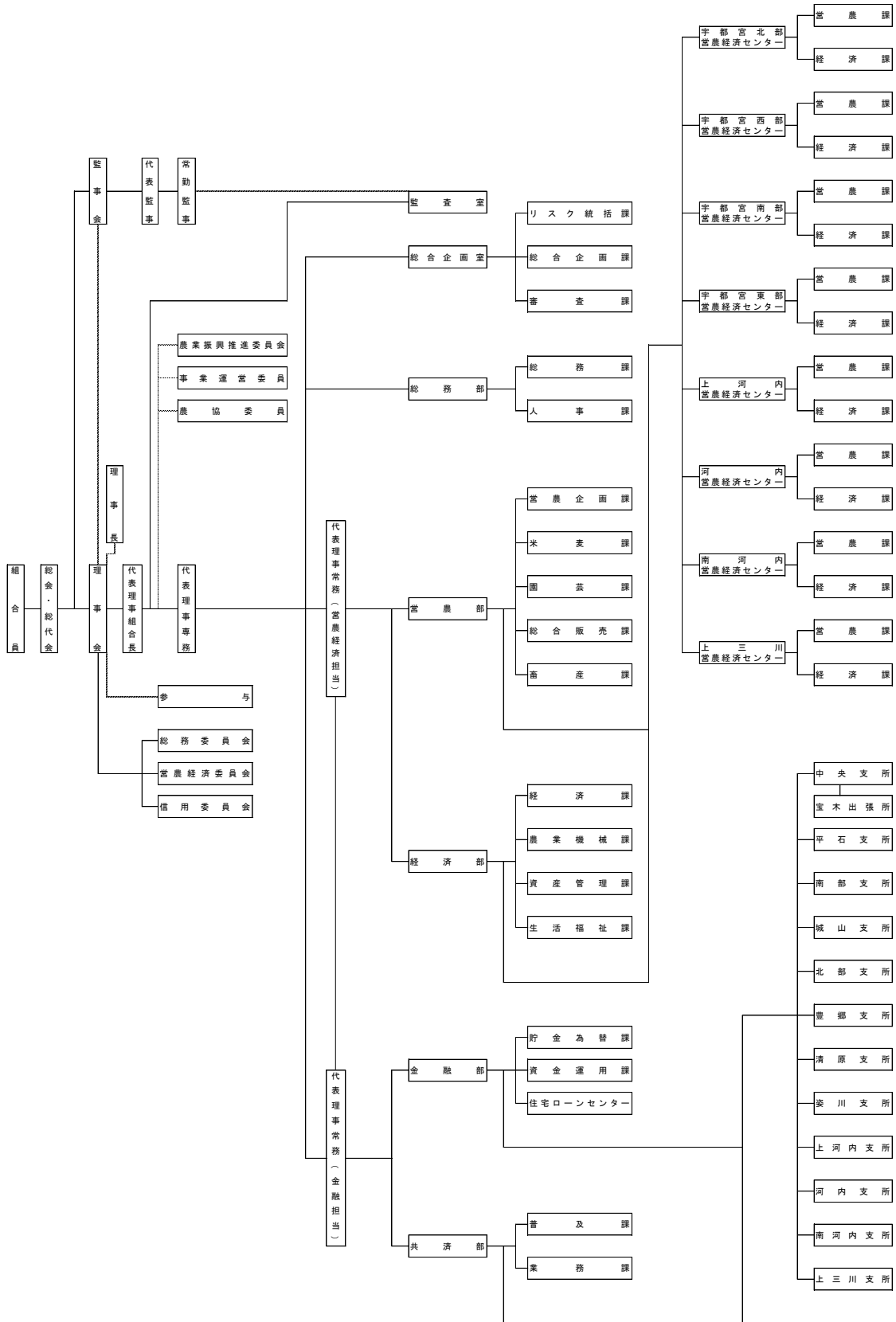
2. 「同等額」は、令和2年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

3. その他

当JAの対象役員および職員等の報酬等については、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。

【JAの概要】

1. 機構図 (令和3年3月2日現在)



(注) 令和3年3月2日より金融部の機構改革を行い、資金運用課内にあるローン営業センター係を部署(課)として設置し、「住宅ローンセンター」としました。

2. 役員構成（役員一覧）

（令和3年5月末現在）

区 分			氏 名	備考	区 分			氏 名	備考
役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無			役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無		
組 合 長	常 勤	有	横松 久夫	※2	理 事	非常勤	無	矢口 正威	※1
専務理事	常 勤	〃	佐藤 俊伸	※1	〃	〃	〃	藤沼 昭夫	※1
常務理事	常 勤	〃	村山 克夫	※2	〃	〃	〃	坂入 典文	※1
常務理事	常 勤	〃	見形 繁	※2	〃	〃	〃	今泉 弘	※1
理 事	非常勤	無	鈴木 明	※1	〃	〃	〃	半田 光隆	※1
〃	〃	〃	青柳 隆一		〃	〃	〃	福嶋 修	※1
〃	〃	〃	小田林徳次	※1	〃	〃	〃	鈴木 和弘	※1
〃	〃	〃	坂本 英希	※1	〃	〃	〃	稲葉 隆一	※1
〃	〃	〃	猪瀬 尚孝	※2	〃	〃	〃	山口 幸夫	※1
〃	〃	〃	関根 信夫	※2	監 事	非常勤	—	中山 利久	代表監事
〃	〃	〃	阿部 栄人	※1	〃	常 勤	—	増淵 昭雄	常勤監事
〃	〃	〃	相良 律子	女性理事	〃	非常勤	—	田野 茂	
〃	〃	〃	福村 和夫	※2	〃	〃	—	國谷 修一	
〃	〃	〃	手塚 安則	※1	〃	〃	—	郷間 清博	
〃	〃	〃	池田 久雄		〃	〃	—	矢古宇 克	員外監事
〃	〃	〃	所 洋子	女性理事					

（注）備考欄の記載内容は次のとおりです。

※1 認定農業者に該当するもの（農協法第30条第12項第1号）

※2 実践的能力者に該当するもの（同 第12項第2号）

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和3年6月現在） 所在地：東京都港区芝

4. 組合員数

（単位：人、団体）

区 分	元年度	2年度	増 減
正組合員	11,341	11,234	△107
個 人	11,308	11,193	△115
法 人	33	41	8
准組合員	8,519	8,735	216
個 人	8,214	8,434	220
法 人	305	301	△4
合 計	19,860	19,969	109

5. 組合員組織の状況（令和3年2月末現在）

（単位：人）

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
苺専門部	245	レタス専門部	8
玉葱専門部	204	バラ専門部	7
にら専門部	126	球根切花専門部	6
ほうれん草専門部	118	菊専門部	5
トマト専門部	115	インゲン専門部	4
梨専門部	101	ジュース用トマト生産グループ	3
茄子専門部	93	牛蒡専門部	3
グリーンアスパラガス専門部	64	大和芋専門部	3
春菊専門部	58	キウイフルーツ専門部	3
ねぎ専門部	55	和牛改良専門部会	37
ブロッコリー専門部	48	肥育牛部会	23
胡瓜専門部	44	養豚専門部会	7
干瓢専門部	42	水稻病害虫防除協議会	3,205
花木生産部会	34	耕種受検組合	3,205
きのこ専門部	28	年金受給者友の会	13,495
モロヘイヤ専門部	19	資産管理部会	472
りんご専門部	18	青壮年部	280
里芋専門部	17	みどり会	522
ぶどう専門部	15	あじさい会	38
梅専門部	15	なの花会	39
生姜部会	11	トラベルリーダー会	20
スイートコーン専門部	10		
栗専門部	10		

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません。

7. 共済代理店の状況

(令和3年4月1日現在)

管轄支所	代理店名	郵便番号	住所	電話番号
中央	手塚モータース	320-0058	宇都宮市上戸祭 1-1-21	028-622-1855
平石	西沢自動車整備工場	321-0901	宇都宮市平出町 3538-1	028-661-7259
	七福モータース整備工場	321-0903	宇都宮市下平出町 1582-1	028-662-0434
南部	江曾島モータース	321-0107	宇都宮市江曾島町 1077-1	028-658-7530
	金田輪栄モータース	321-0913	宇都宮市上桑島町 646-4	028-656-5353
城山	桑久保溶接钣金	321-0345	宇都宮市大谷町 1424-9	028-652-0447
	オートサービスタカハシ	321-0343	宇都宮市田下町 461	028-652-4455
北部	石川輪業商会	321-2118	宇都宮市新里町丙 225	028-665-1239
	(有)齊藤自動車整備工場	321-2114	宇都宮市下金井町 522-3	028-665-1635
	池田自動車整備工場	321-2116	宇都宮市徳次郎町 1957-7	028-665-2424
	有限会社 菌田モータース	321-2104	宇都宮市上小池町 439	028-669-2711
	オートガレージヒロ	321-2102	宇都宮市篠井町 2651-2	028-669-3188
姿川	有限会社 笑和自動車整備工場	320-0852	宇都宮市下砥上町 1538-4	028-658-2096
上河内	(有)横塚自動車	321-0414	宇都宮市中里町 1585	028-674-3270
	ハナヅカ自動車	321-0402	宇都宮市今里町 57-2	028-674-3272
	有限会社 関根商事	321-0412	宇都宮市関白町 342-1	028-674-2186
	小林自動車	321-0403	宇都宮市下小倉町 2707	028-674-3689
	篠原自動車整備工場	321-0403	宇都宮市下小倉町 825	028-674-2731
	村上オートサービス	321-0403	宇都宮市下小倉町 1900-2	028-674-3798
	ニューサービス 小野木	321-0401	宇都宮市上小倉町 2175-4	028-674-3013
	河内	東明钣金塗装	329-1103	宇都宮市東岡本町 242-5
(株)JAグリーンとちぎ	329-1105	宇都宮市中岡本町 2713-1	028-673-2911	
(有)岡本自動車商会	329-1105	宇都宮市中岡本町 2391-1	028-673-4521	
SAITO AUTO	329-1105	宇都宮市中岡本町 537-2	028-673-1074	
有限会社 北山自動車商会	329-1104	宇都宮市下岡本町 3725-1	028-671-0061	
田原自動車(株)	329-1112	宇都宮市上田原町 142-1	028-672-0158	
藤田輪業(メカショップ フジタLTP)	329-1102	宇都宮市白沢町 2017	028-673-4393	
南河内	(有)小島自動車	323-0113	下野市上坪山 763-1	0285-48-1888
	(有)曾根自動車	323-0115	下野市下坪山 1878	0285-48-2258
	西田自動車	323-0102	下野市上吉田 500-1	0285-48-2388
	(株)野口自動車	329-0431	下野市薬師寺 1768	0285-48-0129
	カードック小川	329-0524	河内郡上三川町多功 517-5	0285-53-3023
	富永オートサービス	329-0421	下野市成田 396	0285-48-0645
	海老原自動車	329-0425	下野市田中 412	0285-48-0826
	(株)ランナーズオート	329-0432	下野市仁良川 1571-11	0285-48-5199
	上三川	前原輪業	329-0611	河内郡上三川町上三川 5067-6
山本自動車	329-0611	河内郡上三川町上三川 3933	0285-56-5259	
早瀬輪店	329-0613	河内郡上三川町坂上 106	0285-56-8410	
高田モータース	329-0602	河内郡上三川町東汗 112	0285-56-2630	
羽石自動車工業	329-0607	河内郡上三川町西汗 1507-3	0285-56-4974	
稲葉モータース	329-0529	河内郡上三川町下神主 76-2	0285-53-1108	
有限会社 カーメイクヒロ	329-0521	河内郡上三川町石田 2073-1	0285-56-1121	
旭自動車(株)	329-0431	下野市薬師寺 3364	0285-44-1320	

8. 沿革・あゆみ

年 月		主 な 事 項
平成10年	3月	宇河地区5JAが合併し、宇都宮農業協同組合が発足
	3月	組合員向け広報紙「アグリジャンプ」創刊
	10月	コミュニティー広報紙「アグリうつのみや」創刊
	11月	横山低温倉庫竣工
平成11年	12月	貯金2千億円達成
	1月	篠井地区ライスセンター竣工
	9月	明治低温倉庫竣工
平成12年	11月	上三川営農経済センター購買店舗開所
	12月	南河内営農経済センター購買店舗開所
	2月	デイサービスセンター「ほほえみ豊の郷」開所
平成13年	6月	組合員意向調査実施
	7月	シャイニングプラン21キックオフ大会開催
	9月	オリジナルブランド米「みやおとめ」販売開始
	3月	ホームページ開設
	5月	「農林水産大臣表彰」共済保有契約優績表彰 受賞
	8月	北部地区低温ラック式自動農業倉庫竣工
	10月	経済事業新配送体制開始
平成14年	11月	大豆共同乾燥調製施設竣工
	9月	JAネットバンク取扱い開始
平成16年	9月	JA総合診断（組合員・職員アンケート調査）実施
	1月	上三川営農経済センター農機具倉庫竣工
	2月	トマト・梨統一選果場竣工
平成17年	11月	デイサービスセンター「ほほえみ上三川」竣工・開所
	4月	「地域No.1運動」実践開始
平成18年	4月	花卉集出荷施設・パッケージセンター竣工
	3月	南河内統合事務所竣工
	5月	南河内ライスセンター竣工
平成19年	6月	組合員意向調査実施
	1月	ATM生体認証取扱開始
	3月	越冬トマト専門部「全農安心システム」認証
	3月	「食と農を考えるフォーラム2007」
	4月	「リスク管理課」創設
	5月	WTO・EPA集会に3,000人
	10月	合併10周年記念式典
平成20年	3月	園芸振興大会開催
	6月	合併10周年記念「地産地消フェア」
	6月	越冬トマト専門部「JGAP（日本版農業生産工程管理）」認証
平成21年	11月	生産資材高騰対策会議
	3月	「宇都宮牛」県内販売を再開
	4月	機構改革により「園芸施設課」、「直販課」、「園芸指導課」が発足
平成22年	7月	「農業電子図書館」稼働
	3月	「えきの市場」農産物直売所オープン
平成23年	10月	事業体制再構築（案）説明会を各地区で開催（10月13日～11月26日）
	1月	TPP交渉への参加阻止栃木県民集会へ参加
	3月	「道の駅しもつけ」にてJAうつのみやブースをオープン

平成 24 年	2 月	北部地区カントリーエレベーター竣工
	3 月	事業体制再構築に伴い、支所統合再編（豊郷・清原・河内・上三川）
平成 25 年	4 月	事業体制再構築に伴い、支所統合再編（平石・上河内）
	8 月	J Aグリーンかみかわちオープン
	8 月	(株) J Aアグリうつのみや設立
平成 26 年	3 月	事業体制再構築に伴い、支所統合再編（北部）
	3 月	J Aグリーンふれあいオープン
	4 月	機構改革により「リスク管理課」を「総合企画課」と統合
平成 27 年	3 月	事業体制再構築に伴い、支所統合再編（南部）
	3 月	J Aグリーンインターパークオープン
	4 月	東日本大震災による建物損害に伴い、支所新築（城山）
平成 28 年	3 月	新トマト・梨選果施設竣工
	4 月	機構改革により「営農企画課」、「園芸課」、「総合販売課」が発足
	4 月	各営農経済センターの「農機係」を集約した「農業機械課」が発足
	9 月	直売所ネットワーク事業スタート
	1 1 月	准組合員向け広報紙「アグリうつのみや J O I N」創刊
平成 29 年	2 月	地域農業振興大会開催
	5 月	「営農振興・担い手育成積立金」創設
	1 2 月	合併 2 0 周年記念式典
平成 30 年	3 月	合併 2 0 周年記念「地産地消フェア」
	4 月	機構改革により「リスク統括課」が発足
	1 1 月	宇都宮市との地域包括連携協定を締結
	1 2 月	J Aの自己改革に関する組合員アンケート実施（～平成 31 年 4 月）
平成 31 年	4 月	機構改革により「業務課」が発足
	4 月	「上三川いきいきプラザ農産物直売所」オープン（上三川町より運営受託）
令和元年	7 月	無料職業紹介事業を開始（県域 W E B サイト開設）
令和 2 年	3 月	梨専門部有志「とちぎ G A P の第三者確認」認証
	1 1 月	下野市との地域包括連携協定を締結
	1 2 月	上三川町との地域包括連携協定を締結
令和 3 年	3 月	機構改革により「住宅ローンセンター」が発足
	4 月	建物老朽化に伴い、出張所新築（宝木）

9. 店舗等のご案内

○支所等

(令和3年4月1日現在)

店舗名	住 所	電話番号	A T M数
本 所	〒320-0031 宇都宮市戸祭元町 3-10	028-625-3380	1台
中央支所	〒320-0806 // 中央 1-9-7	// 633-3467	1台
宝木出張所	〒320-0061 // 宝木町 1-2591-1	// 622-6111	1台
平石支所	〒321-0901 // 平出町 1769 - 3	// 661-4311	1台
南部支所	〒321-0113 // 砂田町 526	// 656-1020	2台
城山支所	〒320-0065 // 駒生町 2326-2	// 652-0711	1台
北部支所	〒321-2118 // 新里町丙 286-1	// 665-0003	1台
豊郷支所	〒321-0975 // 関堀町 199-1	// 624-8011	1台
清原支所	〒321-3236 // 竹下町 333-2	// 667-0151	1台
姿川支所	〒320-0852 // 下砥上町 1486-1	// 658-6881	1台
上河内支所	〒321-0403 // 下小倉町 1218	// 674-3333	1台
河内支所	〒329-1102 // 白沢町 1797	// 673-3135	1台
南河内支所	〒329-0425 下野市田中 579-1	0285-48-2211	1台
上三川支所	〒329-0611 河内郡上三川町大字上三川 3237	// 55-1510	1台

○営農経済センター

店舗名	住 所	電話番号
宇都宮北部営農経済センター	〒321-2118 宇都宮市新里町丙 286-1	028-665-0550
宇都宮西部営農経済センター	〒320-0852 // 下砥上町 1486-1	// 658-6565
宇都宮南部営農経済センター	〒321-0113 // 砂田町 526	// 656-8484
宇都宮東部営農経済センター	〒321-0901 // 平出町 3565-1	// 660-3535
上河内営農経済センター	〒321-0403 // 下小倉町 1218	// 674-2164
河内営農経済センター	〒329-1102 // 白沢町 1797	// 673-6911
南河内営農経済センター	〒329-0425 下野市田中 579-1	0285-48-2215
上三川営農経済センター	〒329-0611 河内郡上三川町大字上三川 3237	// 55-1511

店舗以外のA T M設置状況

宇都宮市	宇都宮市役所	宇都宮市旭 1-1-5 宇都宮市役所 1階	1台
"	済生会宇都宮病院	// 竹林町 911-1 済生会宇都宮病院 1階	1台
"	栃木県 J Aビル	// 平出工業団地 9-25 栃木県 J Aビル 1階	1台
"	篠井	// 下小池町 569-104	1台

(注) J A うつのみやのA T Mは全て生体認証システム対応となっております。

